

【資料編】

1. 玉野市環境基本条例.....	資料編-1
2. 玉野市の地域概況.....	資料編-5
3. 計画の策定経過.....	資料編-53
4. 諮問・答申.....	資料編-53
5. パブリックコメント.....	資料編-55
6. 用語集.....	資料編-56

1.玉野市環境基本条例

前文

私たちのまち玉野市は、瀬戸内海に面し、少雨・温暖な気候に加えて、背後には瀬戸内海国立公園区域を有する山林と自然林に囲まれた深山公園や美しい海岸線を有する宍川海岸など山海の豊富な資源・自然に恵まれている。私たちは、このかけがえのない豊かな環境を後世に残すため、これまで「環境都市宣言」や「玉野市ポイ捨て防止に関する条例」を制定するなど、積極的に環境を守る努力を続けてきた。

しかしながら、今日的大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、本市においても従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型及び生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきておりさらに、個々人の活動及び都市の活動そのものが直接又は間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることから、新たな対応が求められている。

そうした中で、玉野市は平成12年12月に県下の自治体としては初となる、環境に関する国際規格「ISO14001」の認証を取得した。

いうまでもなく、すべての人は、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有すると同時に、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有している。

特に私たちは、日々のくらしが先人のたゆまぬ努力によって守られ、かつ、築き上げられてきた瀬戸内の自然環境及び歴史的、文化的な所産の恵沢によって支えられていること、並びにこれらをさらに発展させ、より快適な環境を創造し、将来の世代に引き継いでいかなければならないという重要な使命を有することを忘れてはならない。

このような認識のもと、私たちは、市民、事業者及び行政のすべての者の協働によって、この玉野市が人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市となることを目指すとともに、地球環境の保全に貢献していくために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)地球環境保全 人の活動による地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与するものをいう。

(3)公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)等によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を維持して、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、活動している自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、自ら環境の保全及び創造に資するよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施にあたっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。

(2) 地球環境保全を積極的に推進すること。

(3) 廃棄物の発生の抑制並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を構築すること。

(4) 森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に管理及び保全すること。

(5) 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び良好な景観の保全を図りながら、地域の特性に応じた快適な生活環境の創造を推進すること。

(6) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、玉野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策

(3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、玉野市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策に係る計画を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるよう十分配慮しなければならない。

(総合的調整)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行わなければならない。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に関すること

(3) その他環境の保全及び創造に関する施策の総合的推進に関すること

(玉野市環境保全推進委員会)

第11条 市は、前条に規定する総合的調整を行うため、玉野市環境保全推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市の関係部局の長をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(環境保全に関する協定の締結)

第12条 市は、環境保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、事業者等と環境保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(環境保全に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設

の整備を推進するとともに、事業者及び民間団体によるこれらに準じる施設の整備が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定める施設の適切な利用を促進するための措置その他これらの施設に係る環境保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の推進)

第 14 条 市は、地域の良好な環境を保全するため、ごみの投棄、散乱の防止等に努めるものとする。

(調査等の体制の整備)

第 15 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視等の体制を整備するよう努めるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第 16 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解の増進並びにこれらの者による環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自発的活動の推進)

第 17 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間団体(以下「市民等」という。)が、自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(広域的連携)

第 18 条 市は、地球環境保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施については、国際機関、国、県、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報を随時収集し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第 20 条 市は、市民等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に適正に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境審議会)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、玉野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)環境基本計画に関する事項

(2)その他環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、15 人以内の委員をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)学識経験を有する者

(2)公募に応じた者

(3)その他市長が認める者

5 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

8 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

10 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

11 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

12 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 会長は、必要があると認めるときは、会議の事案に関係する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

14 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

15 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。(一部改正〔平成 23 年条例 2 号・28 年 1 号〕)

(年次報告書)

第 22 条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、毎年、市の環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 玉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給条例(昭和 44 年玉野市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(平成 23 年 3 月 22 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 28 年 3 月 23 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2.玉野市の地域概況

(1) 位置・地勢

本市の位置図は図 1-1 に示すとおりです。

本市は、岡山県の南端、児島半島の基部に位置し、北は岡山市、西は倉敷市に接しています。市の面積は 103.58 km²（2023（令和5）年1月1日現在）、東西 16.2 km、南北 14.3 km、海岸線延長約 44 kmで、瀬戸内海の美しい自然に恵まれた、風光明媚で温暖な気候の地域です。

市内の主要な山岳としては金甲山、常山などがあります。また、市西部を南から北へ流れて児島湾に注いでいる鴨川は流路延長が最も長く、上流部には市内最大の天王池があります。（表 1-1～表 1-3 参照）

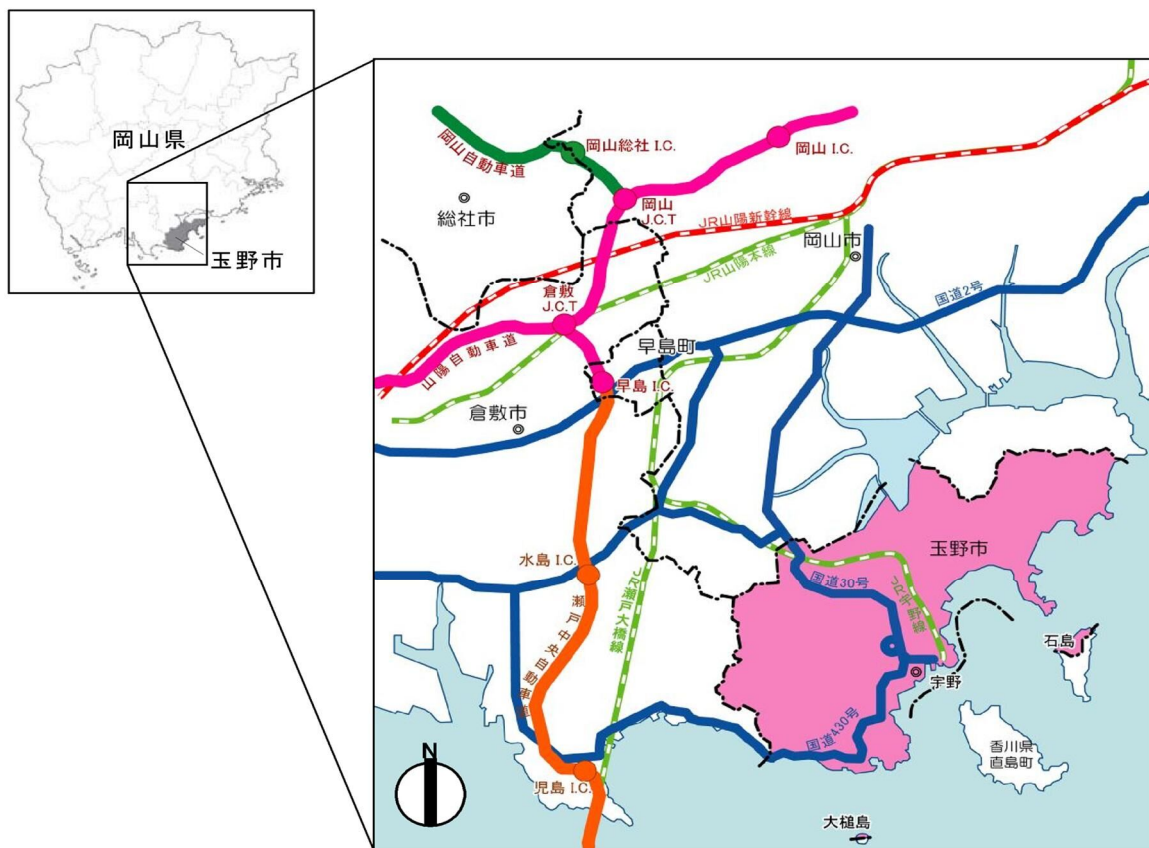


図 1-1 本市の位置図

表 1-1 本市内の主要山岳（2024（令和6）年3月31日現在）

名 称	位 置	標 高
金甲山	見石	403.1m
常山	用吉・宇藤木・木目	306.8m
東光寺山	西田井地・東田井地	283.1m
十禅寺山	田井・八浜	236.0m
新割山	渋川	233.9m
麦飯山	槌ヶ原	232.3m
大乘権山	八浜	217.0m
高旗山	大崎・田井	214.0m
日向山	大崎・八浜	201.0m

出典：「地形図（国土地理院）」

表 1-2 本市内の主要河川（2024（令和6）年10月1日現在）

河 川 名	流路延長 (m)	利用状況	川 幅 (m)		
			上流	中流	下流
鴨 川	6,641	用排水	5.0	25.0	100.0
長谷川	3,000	用排水	7.0	10.0	25.0
白砂川	2,546	排水	2.0	5.0	10.0
新 川	1,920	排水	5.0	5.0	8.0
瓶割川	1,730	工業排水	2.0	4.0	6.0
丹後川	1,484	用排水	3.0	4.0	6.0
北原川	1,474	排水	2.0	4.0	15.0
神谷川	1,460	用排水	2.0	4.0	5.0
汐入川	1,450	排水	5.0	10.0	25.0
笠掛川	1,420	用排水	3.0	5.0	10.0
宮 川	4,850	用排水	5.0	15.0	25.0
庄田川	2,050	用排水	3.0	5.0	9.0
宇藤木川	3,750	用排水	5.0	11.0	30.0
宗津川	880	用排水	4.0	5.0	5.0

出典：「玉野市土木課」

表 1-3 本市内の主要池沼（2024（令和6）年4月1日現在）

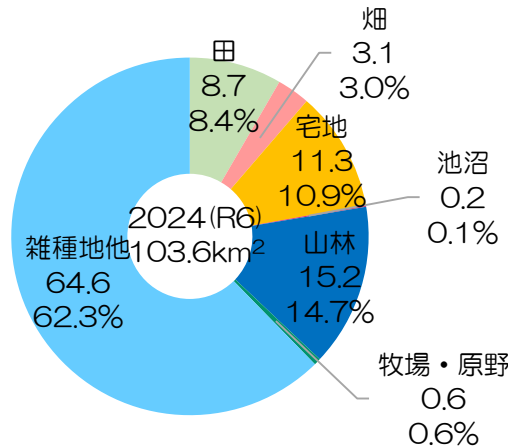
名 称	所在地	満水面積 (m ²)	貯水量 (m ³)
天王池	長尾	100,000	526,600
中 池	田井・深山	36,000	110,000
伊達池	〃	41,000	82,000
長谷上池	上山坂	35,000	201,000
大 池	宇野	33,000	45,400
三掘池	滝	31,000	62,000
長谷下池	上山坂	27,000	90,800
赤松池	田井・深山	26,000	53,400
中ノ谷池	槌ヶ原	24,000	76,000
芋尺池	長尾	21,000	84,200
坂川下池	滝	21,000	32,000
山田大池	山田	19,000	62,200
中 池	槌ヶ原	16,000	89,000
角作池	〃	15,000	64,000
馬ノ子池	滝	13,000	97,400

出典：「玉野市農林水産課」

(2) 土地利用

本市の土地利用の状況は図 2-1 に示すとおりです。

本市の地目別面積の割合は、雑種地他が 62.3%と最も多く、次いで山林が 14.7%、農用地（田・畑）が 11.4%、宅地（住宅・商業・工業用地）が 10.9%となっています。なお、宅地のうち、工業用地や住宅用地の一部は、臨海地域の埋立によって造成されたものです。



※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

図 2-1 本市の土地利用の状況

出典：「固定資産概要調書等報告書 2024.1.1 現在（税務課）」

(3) 人口及び世帯数

本市の人口は図 3-1、世帯数は図 3-2 に示すとおりです。

2024（令和 6）年度の本市の人口は 54,130 人、世帯数は 26,981 世帯となっており、いずれも減少傾向で推移しています。人口・世帯数は、ともに県全体の約 3%を占めています。

また、本市の高齢化率は図 3-3 に示すとおり、増加傾向で推移しており、2024（令和 6）年度には 39.3%まで増加し、県全体の高齢化率（図 3-4 参照）を大幅に超えている状況となっています。

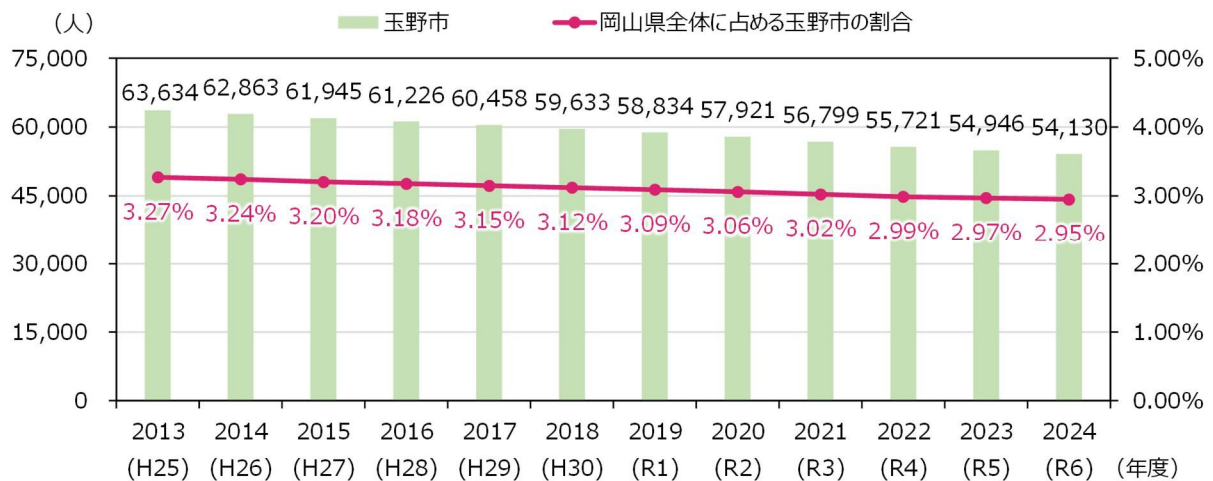


図 3-1 人口

出典：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」

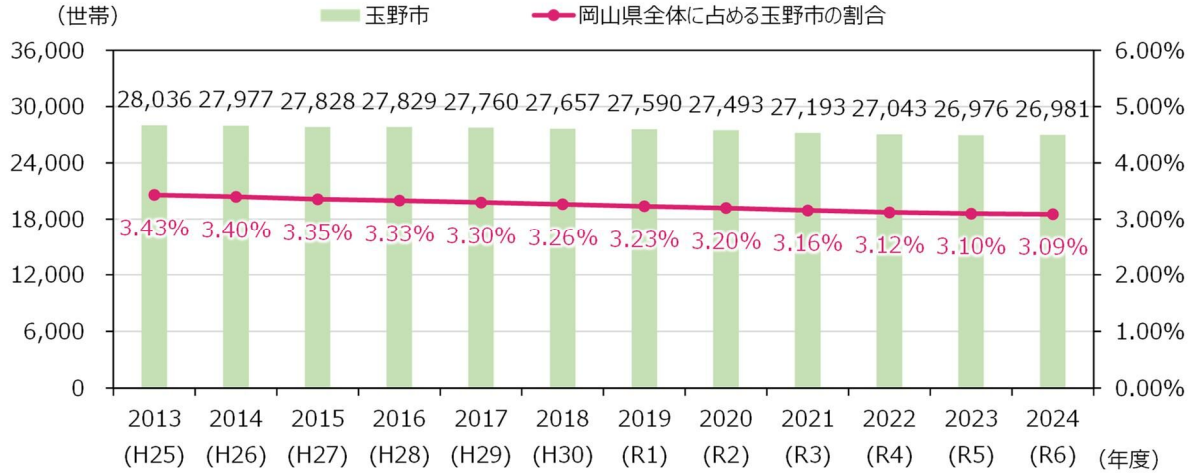


図 3-2 世帯数

出典：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」

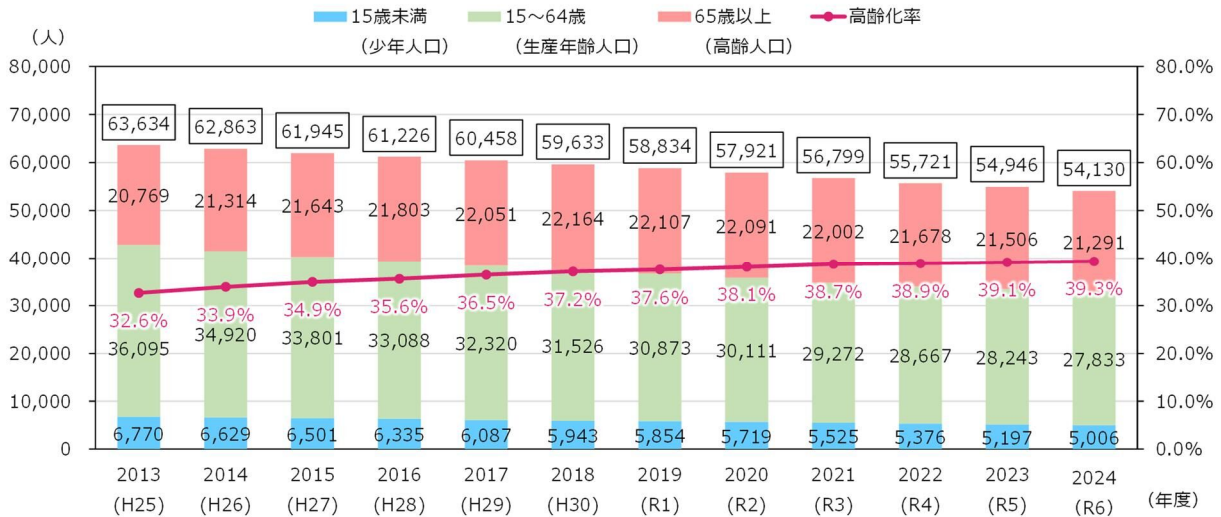


図 3-3 本市の年齢3区分別人口及び高齢化率

出典：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」

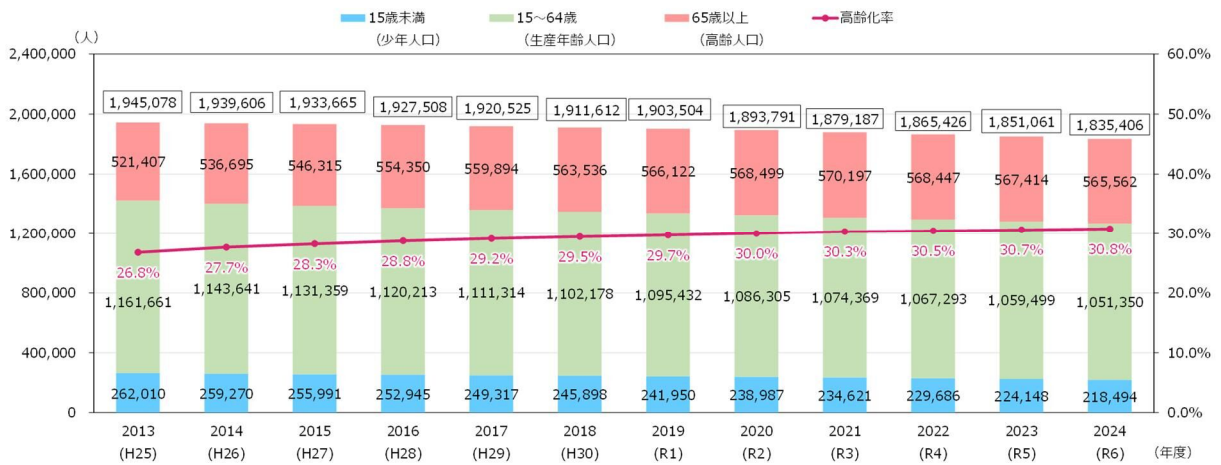


図 3-4 県の年齢3区分別人口及び高齢化率

出典：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」

(4) 気象

① 気温・降水量

本市の平均気温（平年値）は 16.1℃と温暖な気候で、降水量（平年値）は 1,039 mmと雨が少ない典型的な瀬戸内式気候を示し、四季を通じ激しい気候の変化がない地域です。

県内の気象観測所（表 4-1 及び図 4-3 参照）における平均気温及び降水量は、図 4-1 及び図 4-2 に示すとおりであり、本市は気温が最も高く、降水量が最も少なくなっています。

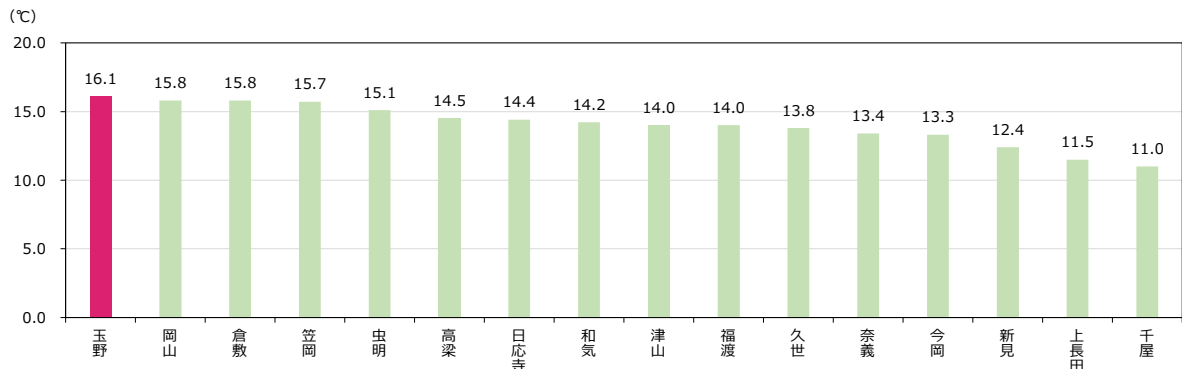


図 4-1 県内観測所の平均気温（平年値※）

※1991（平成3）年-2020（令和2）年の30年間の観測値の平均をもとに算出しています。
資料：「気象観測データ（気象庁）」を参考に作成

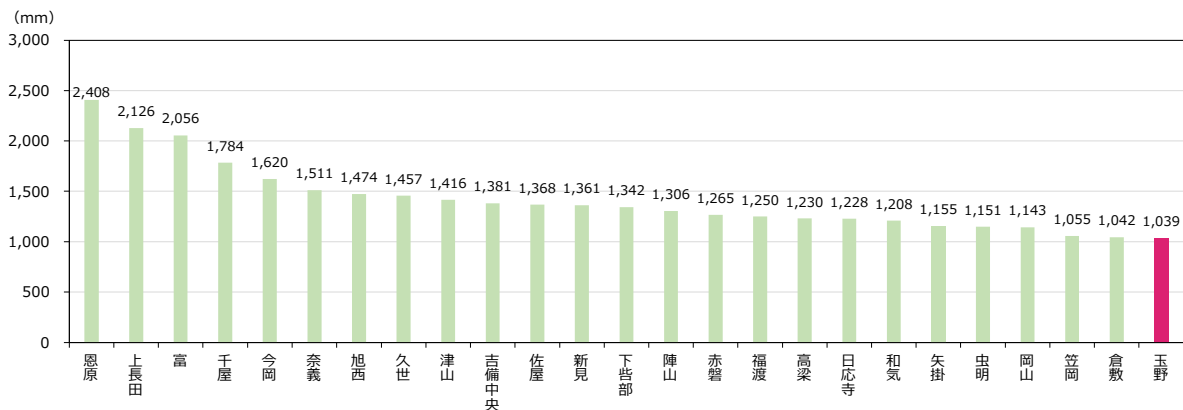


図 4-2 県内観測所の降水量（平年値※）

※1991（平成3）年-2020（令和2）年の30年間の観測値の平均をもとに算出しています。
資料：「気象観測データ（気象庁）」を参考に作成

表 4-1 県内の気象観測所（2025（令和7）年7月7日現在）

観測所名	かかけ名	所在地	海面上の高さ(m)	観測所名	かかけ名	所在地	海面上の高さ(m)
上長田	かかた	真庭市藤山上長田	430	吉備中央	ちびちゅうか	加賀郡吉備中央町北	340
恩原	おんがら	苫田郡鏡野町上斎原	734	福渡	ふわた	岡山市北区建部町福渡	63
千屋	ちや	新見市千屋	525	和気	わき	和気郡和気町吉田	35
富	とみ	苫田郡鏡野町富西谷	480	高梁	たかひ	高梁市落合町近似	60
奈義	なぎ	勝田郡奈義町荒内西字大池	212	日応寺	ひおうじ	岡山市北区日応寺 岡山航空気象観測所	239
今岡	いまが	美作市今岡	207	佐屋	さや	井原市芳井町佐屋	390
久世	くせ	真庭市中島	144	矢掛	やが	小田郡矢掛町東三成	18
津山	つや	津山市林田 津山特別地域気象観測所	146	岡山	おかや	岡山市北区津島中 岡山地方気象台	5
新見	にいみ	新見市足見堂の下	393	岡山	おかや	岡山市北区下石井	3
下皆部	しもがべ	真庭市下皆部	180	虫明	むしあけ	瀬戸内市邑久町虫明	10
旭西	あしにし	久米郡美咲町西	230	倉敷	くらしき	倉敷市中央	3
赤磐	あかひ	赤磐市黒本	56	笠岡	かさおか	笠岡市カブト東町	0
陣山	じんやま	高梁市松原町字松岡陣山	529	玉野	たまの	玉野市宇野	2

出典：「地域気象観測所一覧（気象庁）」

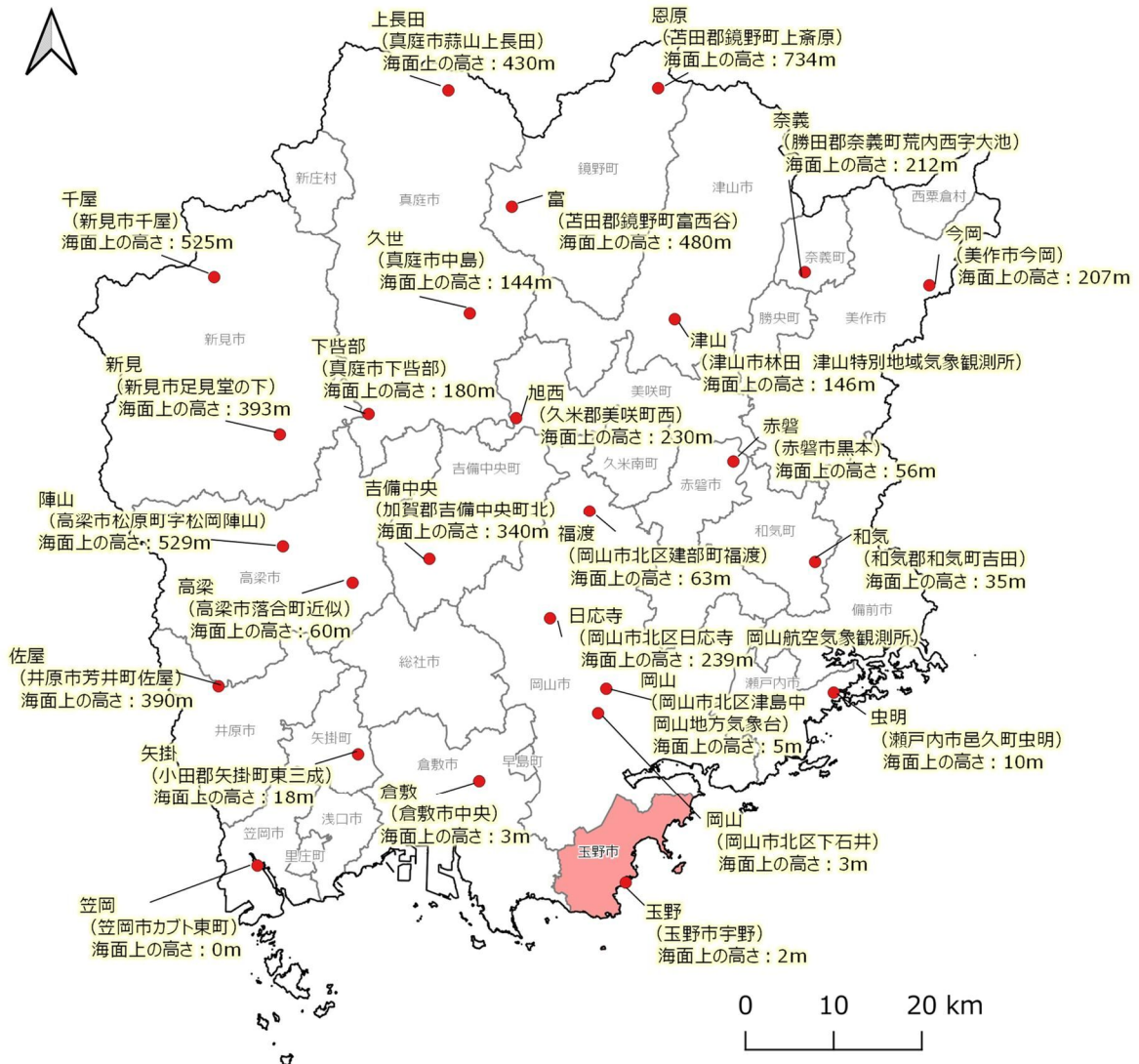


図 4-3 県内の気象観測所（2025（令和7）年7月7日現在）

資料：「地域気象観測所一覧（気象庁）」を参考に作成

② 真夏日・猛暑日

本市の真夏日（最高気温が30℃以上の日）の日数は図4-4、猛暑日（最高気温が35℃以上の日）の日数は図4-5に示すとおりであり、増加傾向で推移しています。

(日)

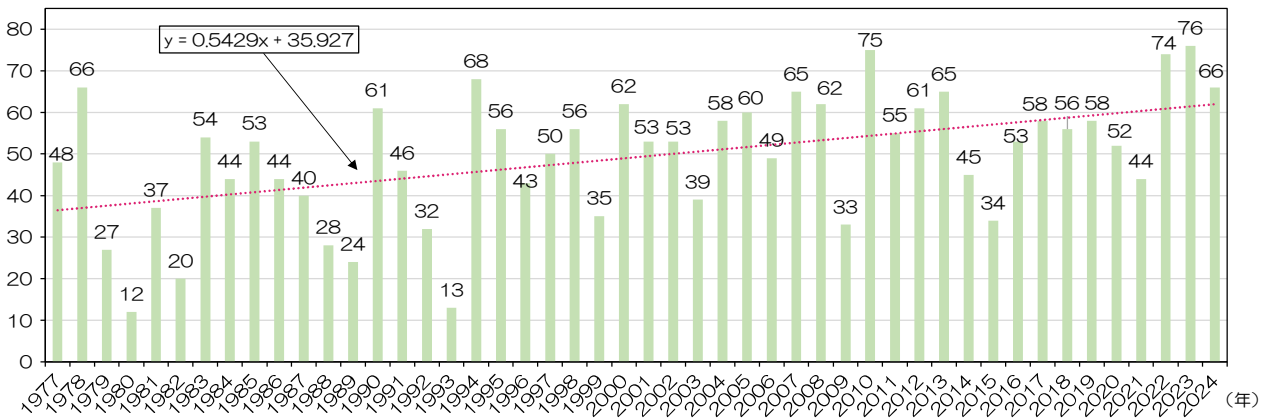


図4-4 真夏日（最高気温が30℃以上の日）の推移（玉野観測所）

資料：「気象観測データ（気象庁）」を参考に作成

(日)

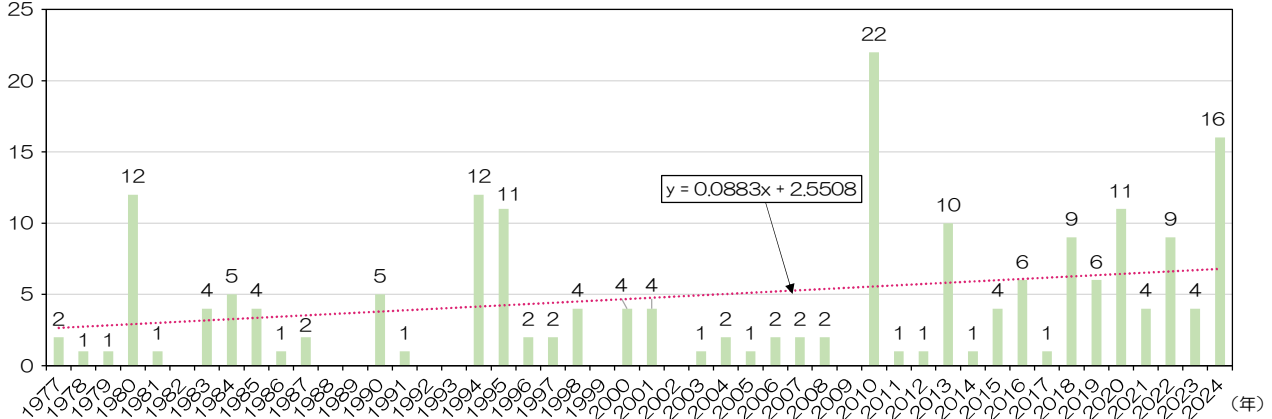


図4-5 猛暑日（最高気温が35℃以上の日）の推移（玉野観測所）

資料：「気象観測データ（気象庁）」を参考に作成

③ 日照時間

本市の年間日照時間（1991（平成3）年-2020（令和2）年の30年間の観測値の平均）は表 4-2 に示すとおりであり、2,187 時間（全国平均 1,916 時間）と全国平均や他都道府県と比較して日照時間が豊富となっています。このため、太陽エネルギーを利用するうえで恵まれた地域であるといえます。

表 4-2 日照時間（平年値※）

順位	都道府県	年間日照時間
1	甲府市（山梨県）	2,226
—	玉野市（岡山県）	2,187
2	高知市（高知県）	2,160
3	前橋市（群馬県）	2,154
4	静岡市（静岡県）	2,152
5	名古屋市（愛知県）	2,141
～	～	～
15	岡山市（岡山県）	2,034
～	～	～
47	秋田市（秋田県）	1,527
	全国平均	1,916

※1991（平成3）年-2020（令和2）年の30年間の観測値の平均を基に算出しています。

※日照時間は他都道府県庁所在地との比較を行っているが、埼玉県（熊谷市）、滋賀県（彦根市）のみ、都道府県庁所在地以外となっています。

出典：「気象庁ホームページ（https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/nml_amd_ym.php?prec_no=66&block_no=0670&year=&month=&day=&view=）」
「第七十四回日本統計年鑑 令和7年（総務省統計局）」

(5) 産業

① 産業別就業者数

本市の産業別就業者数の構成比は図 5-1、産業大分類別就業者数は図 5-2 に示すとおりです。

本市の2020（令和2）年の就業者数（15歳以上の就業者）は27,171人で、産業別の構成比では、第三次産業が65.1%を占め最も多く、次いで第二次産業が32.2%、第一次産業が2.7%となっています。また、第一次産業、第二次産業の就業者が減り、第三次産業の就業者が増加しています。

県全体と比較すると、本市は第二次産業の占める割合が高くなっています。

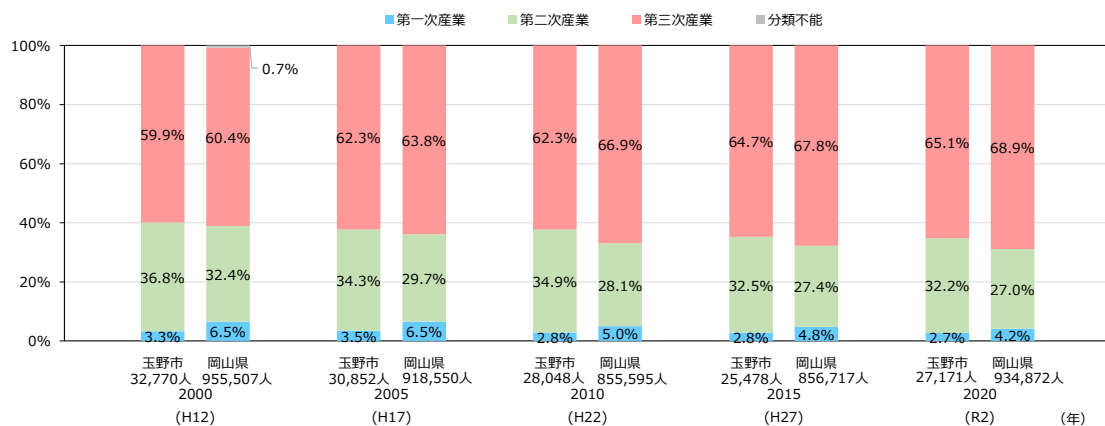
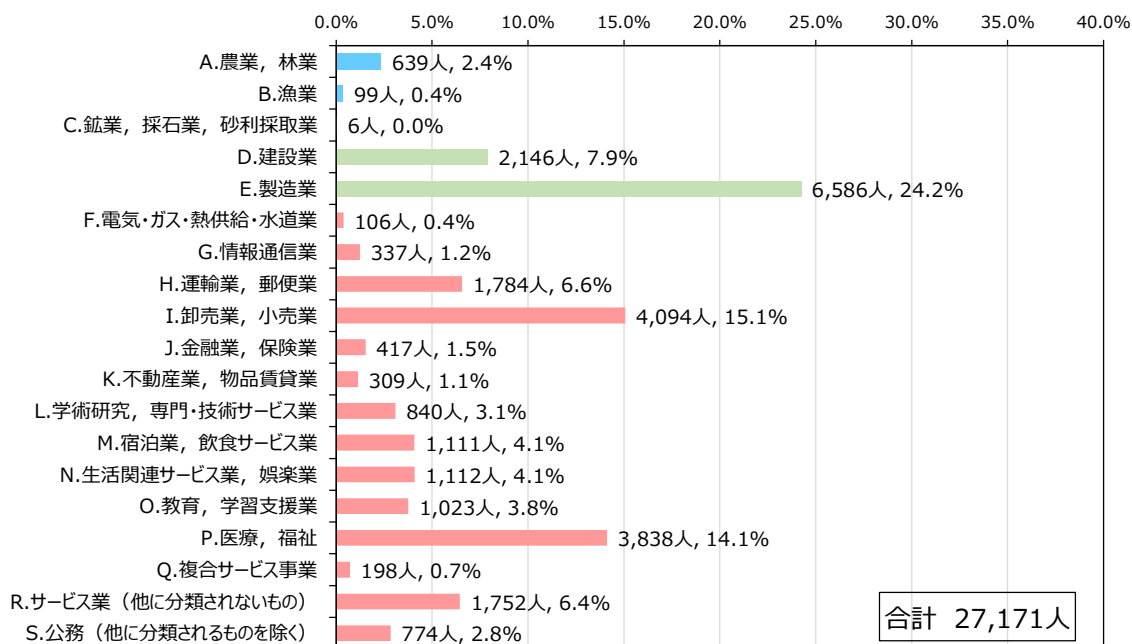


図 5-1 産業別就業者数の構成比（15歳以上の就業者）

出典：「国勢調査 都道府県・市区町村別の主な結果（総務省統計局）」



※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

図 5-2 産業大分類別就業者数（15歳以上の就業者）（2020（令和2）年）

出典：「国勢調査 都道府県・市区町村別の主な結果（総務省統計局）」

② 製造業

本市の製造業の製造品出荷額等は図 5-3 に示すとおりです。

2022（令和4）年における本市の製造品出荷額等は 3,333.3 億円となっており、県全体の3.44%を占めています。

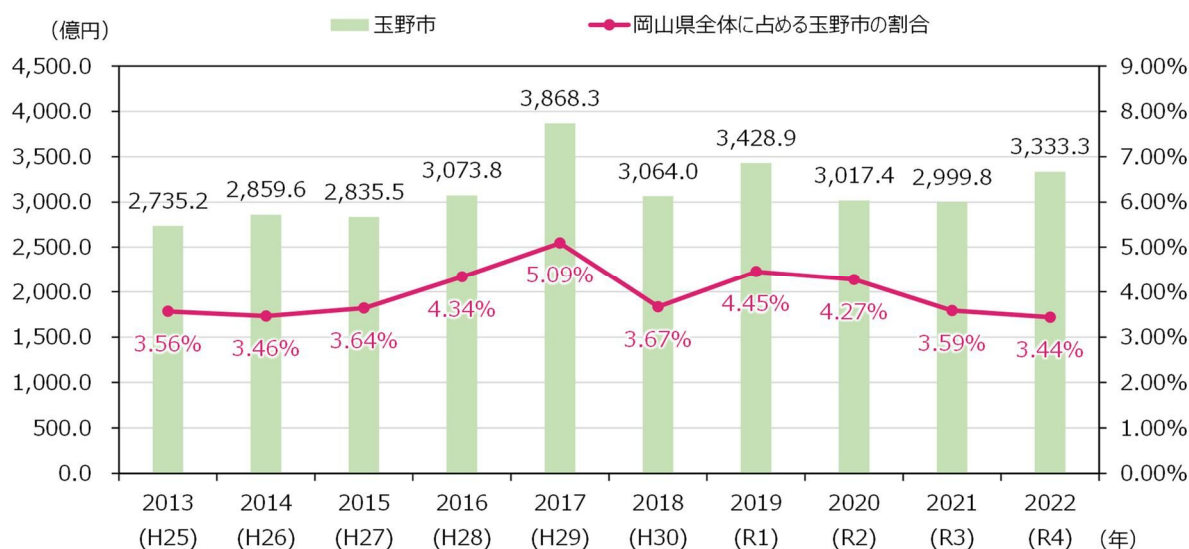


図 5-3 製造業の製造品出荷額等

出典：「平成 25 年、平成 26 年 工業統計表 [市区町村編]（経済産業省大臣官房調査統計グループ）」

「平成 28 年、令和 3 年 経済センサス - 活動調査 製造業（市区町村編）（総務省・経済産業省）」

「平成 29 年、平成 30 年、2019 年、2020 年 工業統計表「地域別統計表」（経済産業省大臣官房調査統計グループ）」

「2022 年、2023 年経済構造実態調査 製造業事業所調査結果（総務省・経済産業省）」

③ 農林業

本市の農林業経営体数は図 5-4、農業産出額は図 5-5 に示すとおりです。

本市の農林業経営体数は減少傾向にあり、2020（令和2）年には 343 経営体となっており、10 年間で 142 経営体（29.3%）が減少しています。

2023（令和5）年の農業産出額は 15.7 億円であり、その全てを耕種農業が占めています。農林業経営体数、農業産出額ともに県全体の約 1% を占めています。

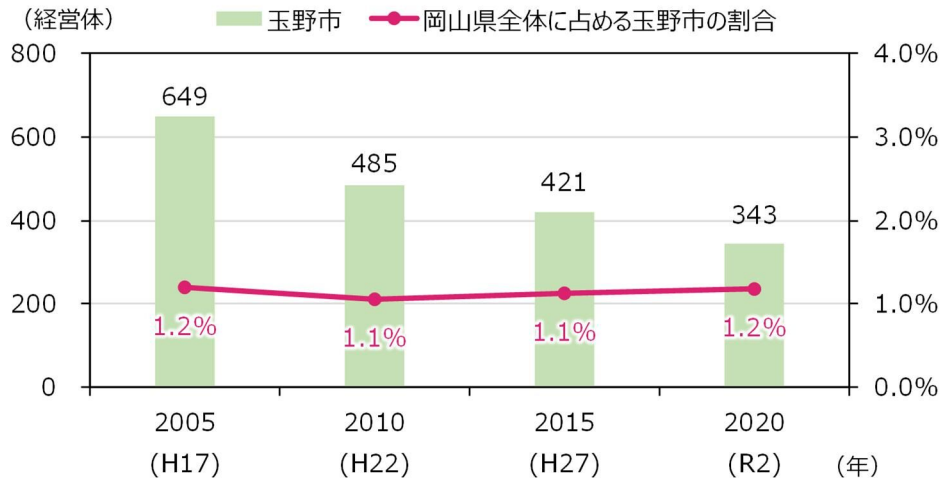


図 5-4 農林業経営体数

出典：「農林業センサス（農林水産省）」



図 5-5 農業産出額

出典：「市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）」

④ 漁業

本市の漁業経営体数は図 5-6 に示すとおり、減少傾向で推移しており、2023（令和5）年には 80 経営体となっています。

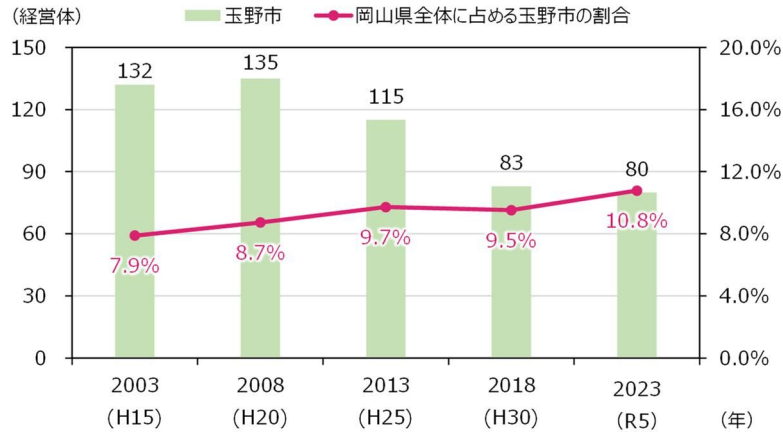


図 5-6 漁業経営体数

出典：「漁業センサス（農林水産省）」

⑤ 産業別純移輸出額

本市が域外から所得を獲得している産業は図 5-7 に示すとおり、輸送用機械、非鉄金属、その他のサービスなどであり、域外から約 2,264 億円の所得を獲得している状況となっています。

本市が域外に所得を流出している産業は図 5-8 に示すとおり、鉄鋼、卸売業、専門・科学技術、業務支援サービス業などであり、域外に約 2,159 億円の所得が流出している状況となっています。

なお、本市の産業別純移輸出額は約 106 億円となっており、域外から所得を確保している状況であるといえます。

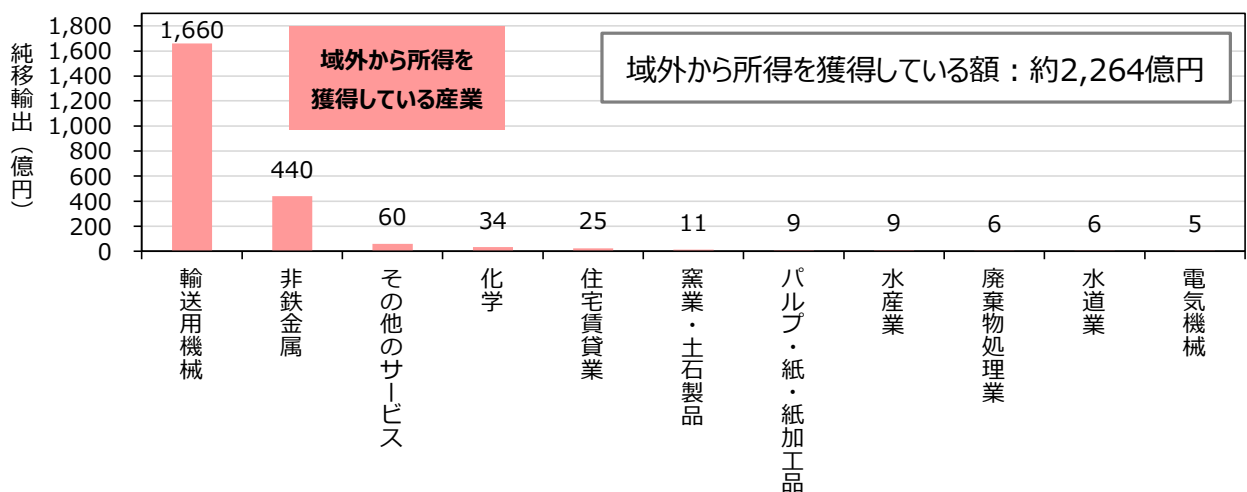


図 5-7 域外から所得を獲得している産業

資料：「地域経済循環分析（環境省、株式会社価値総合研究所）」を参考に作成

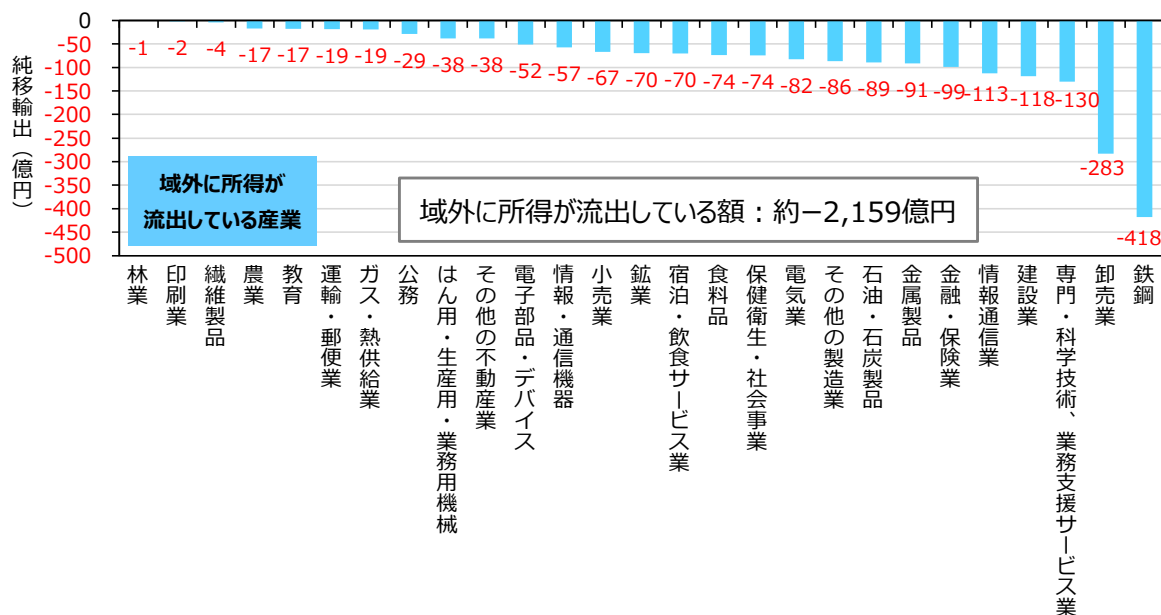


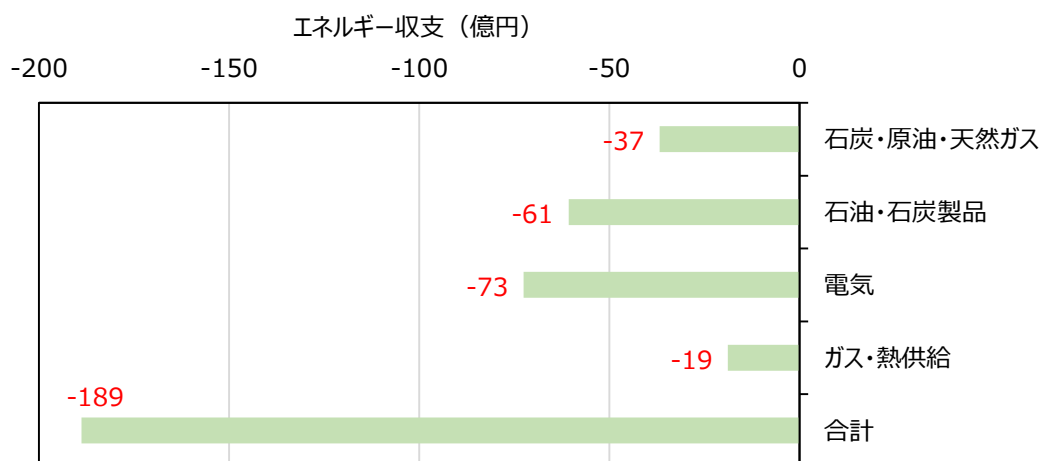
図 5-8 域外に所得が流出している産業

資料：「地域経済循環分析（環境省、株式会社価値総合研究所）」を参考に作成

純移輸出額は、域外からお金を稼いでいるかどうかを示す指標となっており、地域外への販売額（移出）から地域外からの購入額（移入）を差し引いた値となっています。

⑥ エネルギー収支

本市の2020（令和2）年におけるエネルギー収支は図 5-9 に示すとおりです。本市ではエネルギー調達を域外に依存しており、189 億円の域外流出が発生しています。



※エネルギー収支には原材料利用や本社・営業所等の活動（＝非エネルギー）は含まれていません。

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

図 5-9 エネルギー収支【2020（令和2）年】

資料：「地域経済循環分析（環境省、株式会社価値総合研究所）」を参考に作成

エネルギー収支は、エネルギーの地域外への販売額（移輸出）から地域外からの購入額（移輸入）を差し引いたエネルギーの取引に関する収支であり、エネルギー収支の赤字が大きい地域は、エネルギーの調達を域外に依存している地域となっています。

(6) 公害関係

本市・県では大気・水・音・振動などの生活環境の状況を継続的に測定し、環境基準の達成状況などを把握しています。

●環境基準とは

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として定められる行政上の政策目標のことを意味します。

① 大気環境

本市では、一般的な生活空間における大気の汚染の状況を把握するため、市内7か所に一般環境大気測定局（県設置3局・市設置4局）を設置し、自動車走行による排出物質を監視するため、自動車排出ガス測定局（県設置1局）を設置しています。（表 6-1 参照）

表 6-1 大気測定局一覧

所管	局種別	測定局名称	所在地	測定項目							開設年月
				SO ₂	SPM	NO _x	CO	O _x	PM2.5	WDS	
市	一般局	日比	明神町 1-1	○	○	○		○		○	1972.6
県	一般局	向日比1丁目	向日比 1-4-25	○		○				○	1973.5
市	一般局	日比2丁目	日比 2-6-5	○	○					○	1973.5
市	一般局	後閑	後閑 1492-3	○	○					○	1973.5
市	一般局	向日比2丁目	向日比 2-2823-5	○	○					○	1973.9
県	自排局	用吉	用吉 1655-6				○	○		○	1973.9
県	一般局	宇野	宇野 1-3055-6	○	○	○		○	○	○	1974.5
県	一般局	渋川	渋川 1-410-1	○	○	○				○	1974.5

※宇野測定局における「PM2.5」は2016（平成28）年11月から測定を開始しています。

※用吉局は2022（令和4）年4月から県へ移管し、測定項目が変更されています。

ア. 二酸化硫黄（SO₂）

二酸化硫黄は、現在市内7局で測定しています。

2006（平成18）年度からの推移をみると、おおむね減少傾向にあり、全ての測定局において環境基準を達成しています。（図 6-1 参照）

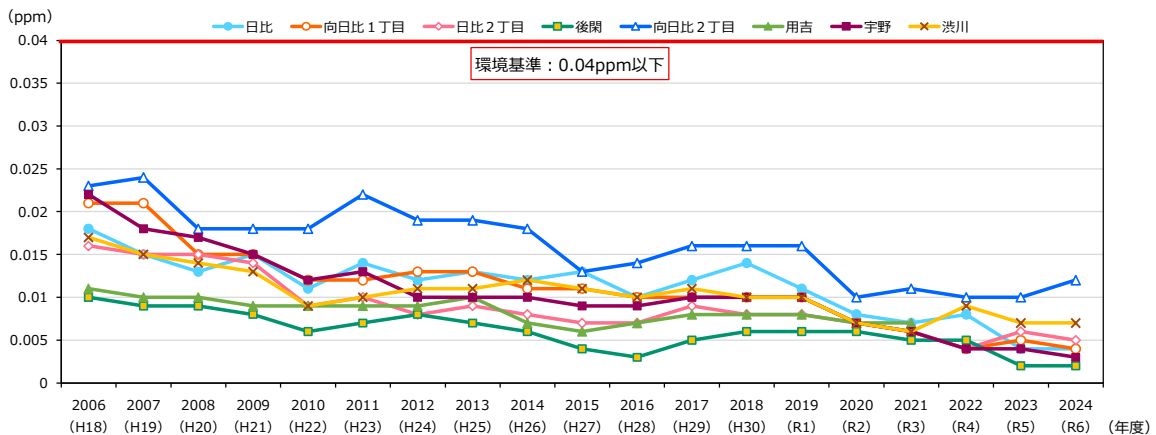


図 6-1 二酸化硫黄濃度の測定結果（SO₂濃度の日平均値の2%除外値）

●二酸化硫黄とは

二酸化硫黄は、工場や火力発電所などで、石炭、石油や重油などを燃焼する際、その原料中に存在する硫黄分が燃えて発生する物質であり、酸性雨の原因物質の一つです。汚染がひどい地域で生活していると慢性気管支炎や喘息性気管支炎を起こすといわれています。

また、浮遊粒子状物質と共存することで、人体への影響を強め、咳、喘息、気管支炎などの原因となります。

イ. 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、現在市内6局で測定しています。

2006（平成 18）年度からの推移をみると、おおむね減少傾向にあり、全ての測定局において環境基準を達成しています。（図 6-2 参照）

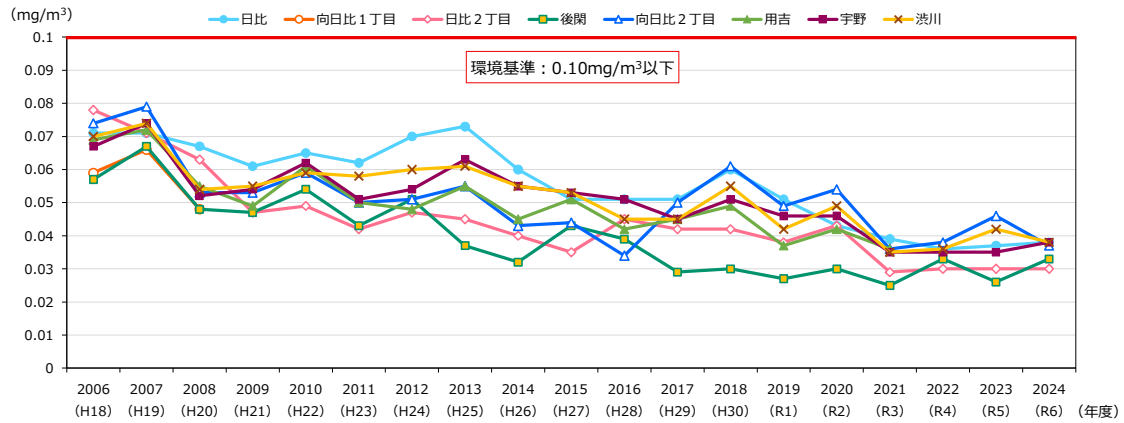


図 6-2 SPM濃度の測定結果 (SPM濃度の日平均値の2%除外値)

●浮遊粒子状物質とは

浮遊粒子状物質とは、大気中の粒子状物質のうち、粒径が 10 マイクロメートル (=0.01mm) 以下のものをいいます。工場などの事業活動や自動車の走行に伴う人為的な発生のほか、風による砂や埃の巻き上げなど、自然現象によっても発生します。

人体への一般的な影響としては、吸い込むと、気道や肺胞に沈着して、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあります。

ウ. 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、現在市内4局で測定しています。

2006（平成 18）年度からの推移をみると、おおむね減少傾向にあり、全ての測定局において環境基準を達成しています。（図 6-3 参照）

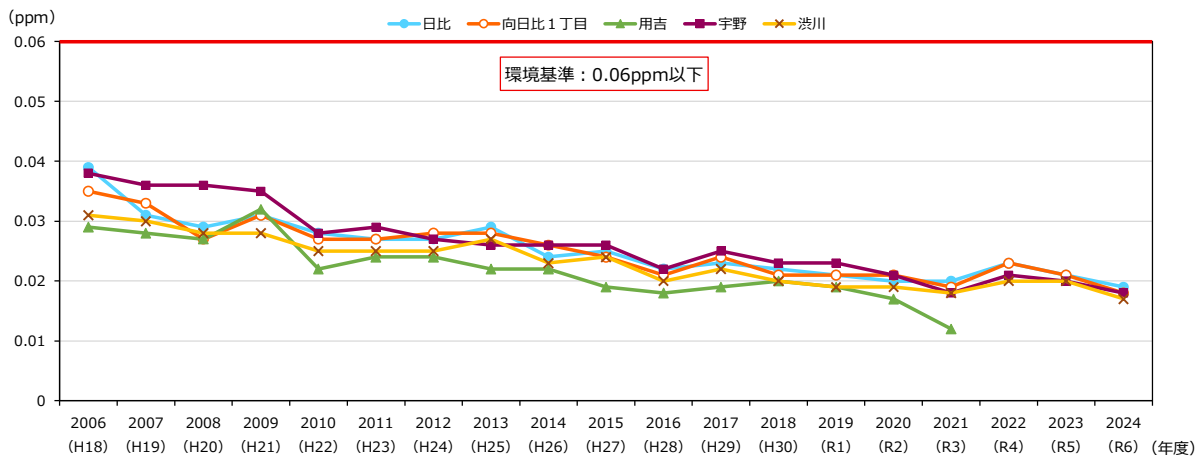


図 6-3 二酸化窒素濃度の測定結果 (NO₂濃度の日平均値の年間98%値)

●二酸化窒素とは

二酸化窒素とは、物が燃えると必ず発生する物質であり、酸性雨の原因物質の一つであるとともに、炭化水素の存在のもと、強い紫外線により化学反応を起こし、光化学オキシダントを発生させます。

人体による一般的な影響としては、低濃度の二酸化窒素を長い間吸った場合は、咳やたんが出やすくなり、高濃度になると数時間のうちに鼻やのど、胸が痛み、呼吸が困難になることもあります。

エ. 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、用吉測定局（自動車排出ガス測定局）で測定しています。

2006（平成 18）年度からの推移をみると、おおむね減少傾向にあり、全ての測定結果において環境基準を達成しています。（図 6-4 参照）

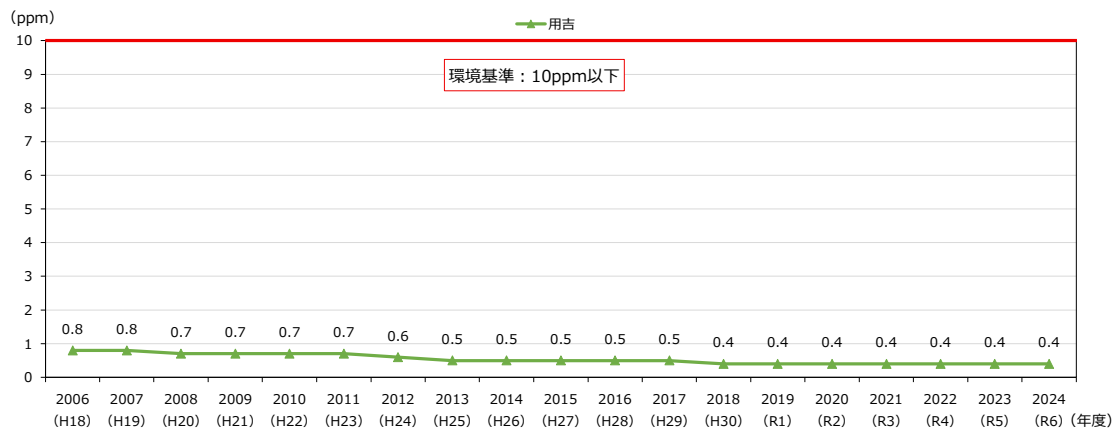


図 6-4 一酸化炭素濃度の測定結果（CO 濃度の日平均値の2%除外値）

●一酸化炭素とは

一酸化炭素とは、燃料の不完全燃焼により生成する物質で、燃焼状態の変動が大きい自動車が主な発生源となっていますが、排出ガス規制の強化や電気自動車の普及などに伴い、環境中の濃度は年々改善されています。

一酸化炭素は無色・無臭でその存在を感知しにくく、強い毒性を有する気体のため、気づかないうちに頭痛・吐き気・耳鳴りなどの中毒症状を起こし、重症になると死に至る場合もあります。

オ. 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、現在市内3局で測定しています。

2006（平成 18）年度からの推移をみると、増減を繰り返しており、全ての測定局において環境基準を超過している状況となっています。（図 6-5 参照）

なお、光化学オキシダントは、全国的に環境基準の未達成が続いており、県の全測定局において環境基準を超過している状況となっています。

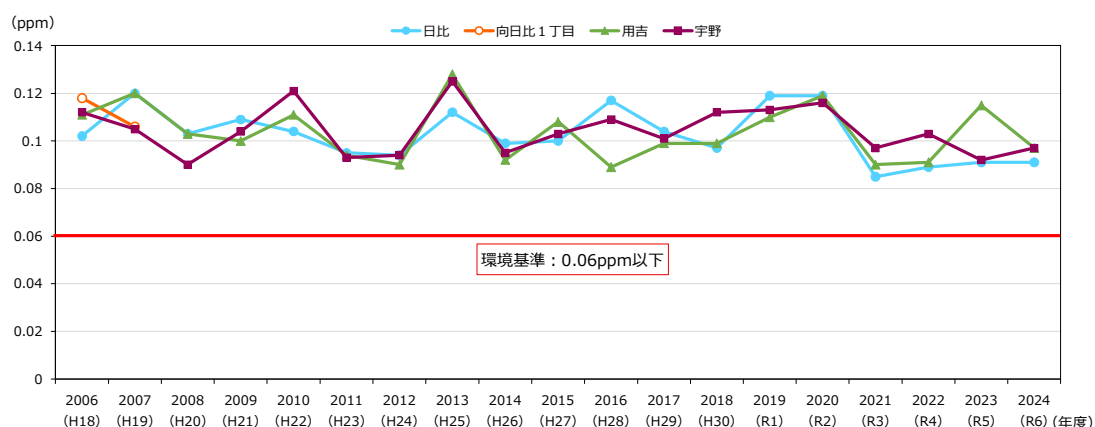


図 6-5 光化学オキシダント濃度の測定結果（光化学オキシダント濃度の昼間1時間値の最高値）

●光化学オキシダントとは

光化学オキシダントとは、大気中の炭化水素や窒素酸化物が、太陽などの紫外線により光化学反応して生成された酸化性物質の総称です。大部分がオゾンであり、光化学スモッグの原因となります。

濃度が高くなると、粘膜への刺激、呼吸への悪影響など、人の健康に影響する他、農作物など植物に対しても悪影響を与えます。

カ. 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、2016（平成 28）年度から宇野測定局で測定しています。

2016（平成 28）年度からの推移をみると、おおむね減少傾向にあり、全ての測定結果において環境基準を達成しています。（図 6-6 参照）

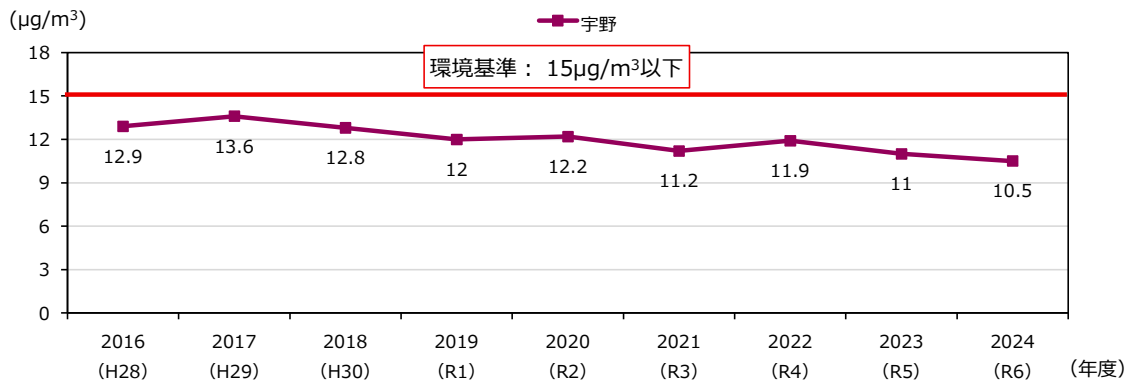


図 6-6 微小粒子状物質の測定結果（年平均値）

●微小粒子状物質 (PM2.5) とは

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径 2.5 µm（マイクロメートル、1 µm は 1mm の千分の 1）以下の粒子のことです。

PM2.5 は、非常に小さいために呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。

キ. ダイオキシン類測定

大気監視の充実に向け、宇野港管理事務所でダイオキシン類を測定しています。

2011（平成 23）年度からの推移をみると、おおむね減少傾向にあり、全ての測定結果において環境基準を達成しています。（図 6-7 参照）

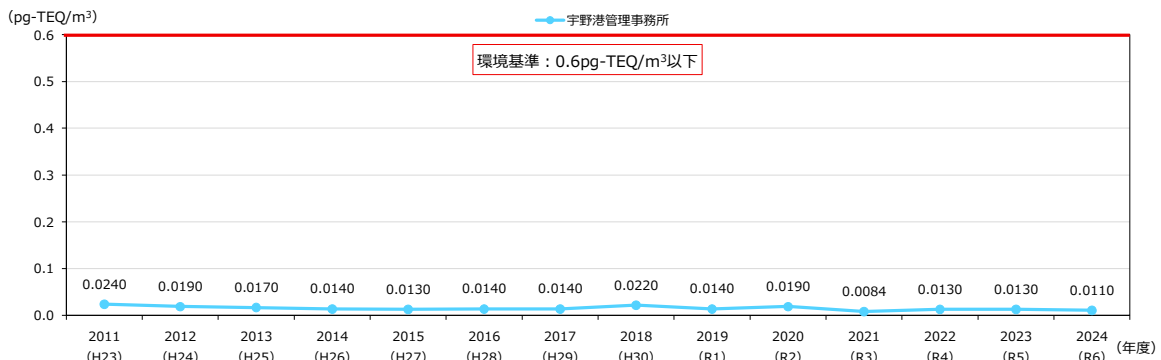


図 6-7 ダイオキシン類濃度の測定結果（ダイオキシン類濃度の年間平均値）

●ダイオキシン類とは

ダイオキシン類とは、ものが燃える過程で非意図的に生じる物質で、自動車の排出ガス、たばこの煙などにも含まれるほか、森林火災や火山活動など自然界でも生成されるため、環境中に広く存在しています。

ダイオキシン類の毒性については、動物実験によって発がん性や催奇形性、さらには環境ホルモンとしての作用である生殖毒性や免疫毒性など、様々な毒性があるといわれています。

ク. 有害大気汚染物質測定

日比大気測定局においては、有害大気汚染物質として環境省が定める 22 物質を測定しています。

環境基準が定められている 4 物質（ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン）は環境基準を達成しており、指針値が定められている 11 物質のうち 10 物質は指針値に適合していますが、1 物質（ヒ素及びその化合物）については、指針値を超過している状況となっています。（表 6-2 参照）

表 6-2 有害大気汚染物質測定結果

物質名	単位	2020	2021	2022	2023	2024	環境基準 (指針値)
アクリロニトリル	μg/m ³	0.021	0.018	0.02	0.021	0.02	(2 以下)
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.041	0.046	0.049	0.068	0.064	(10 以下)
クロロホルム	μg/m ³	0.17	0.2	0.19	0.2	0.16	(18 以下)
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.15	0.14	0.19	0.24	0.21	(1.6 以下)
ジクロロメタン	μg/m ³	0.67	0.73	0.83	1.1	0.88	150 以下
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.051	0.063	0.058	0.069	0.054	200 以下
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.037	0.057	0.066	0.065	0.049	130 以下
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.024	0.051	0.048	0.055	0.039	(2.5 以下)
ベンゼン	μg/m ³	0.82	0.93	0.78	0.79	0.87	3 以下
塩化メチル	μg/m ³	1.1	1.1	1.2	1.2	1.3	(94 以下)
トルエン	μg/m ³	2.7	3	5	3.6	2.3	—
酸化エチレン	μg/m ³	0.044	0.042	0.051	0.041	0.06	—
アセトアルデヒド	μg/m ³	1.1	1.1	1.4	1.3	1.2	(120 以下)
ホルムアルデヒド	μg/m ³	2	1.9	1.9	1.7	1.9	—
ニッケル化合物	ng/m ³	4.4	5.7	5.8	5.3	4.1	(25 以下)
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	10	8.6	7.6	8.3	8.4	(6 以下)
バリウム及びその化合物	ng/m ³	0.032	0.038	0.03	0.026	0.025	—
マンガン及びその化合物	ng/m ³	31	42	31	35	42	(140 以下)
クロム及び三価クロム化合物※	ng/m ³	5.2	5.5	5.3	7.9	5.8	—
六価クロム化合物※	ng/m ³						
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.8	1.7	1.7	1.7	1.8	(40 以下)
ベンゾ [a] ピレン	ng/m ³	0.41	0.71	0.53	0.5	0.62	—

※個別の分析が困難なため、クロム及びその化合物（全クロム）として分析しています。

出典：「令和 6 年度大気及び水質等測定結果について（岡山県）」

●指針値とは

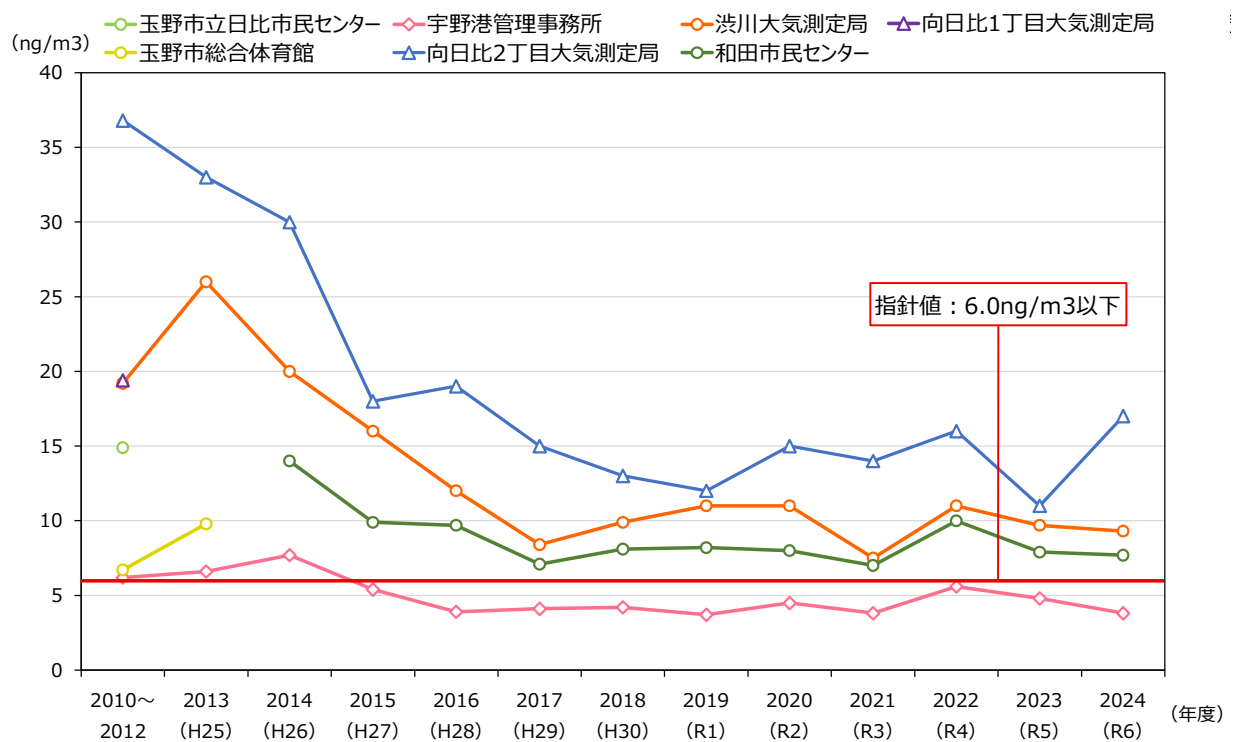
有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

ケ. ヒ素及びその化合物に関する対策

本市では、2000(平成12)年度からヒ素及びその化合物の測定を県が実施しており、2004(平成16)年から指針値を継続的に超過している状況となっています。

このため、県では詳細調査を実施し、ヒ素及びその化合物の実態把握に努めています。詳細調査結果の推移をみると、減少傾向で推移していますが、現在も指針値を超過している状況となっています。(図6-8参照)

このため、今後も、有害大気汚染物質等の環境中の濃度の実態把握に努めるとともに、指針値に適合するよう、指導などの排出抑制対策を実施する必要があります。



※詳細調査は年4回実施した調査(1週間試料採取)の平均値を採用しています。なお、2014(平成26)年以降は向日比2丁目大気測定局・宇野港管理事務所・渋川大気測定局・和田市民センターの4地点で実施しています。

図6-8 ヒ素及びその化合物の詳細調査結果(年平均値の濃度推移)

出典:「有害大気汚染物質等測定結果(岡山県)」

② 水質

本市では、公共用水域の水質汚濁状況の監視を目的として、市内の 12 河川及び 13 池沼において水質調査を行っており、水質汚濁に係る代表的な項目（BOD 及び COD など）の検査を行っています。

BOD 及び COD は、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として設定された「生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）」に該当しており、現況の水質や利水状況などを勘案して、水域ごとに環境基準の目標レベル（類型）が定められています。なお、水域ごとに環境基準の目標レベル（類型）を定めることを水域の類型指定と言い、政府（環境大臣）又は各都道府県知事が行います。

本市が水質調査を実施している公共用水域では、水域の類型指定がされていませんが、児島湖、児島湾及び備讃瀬戸といった海域は類型指定されています。

●BODとは

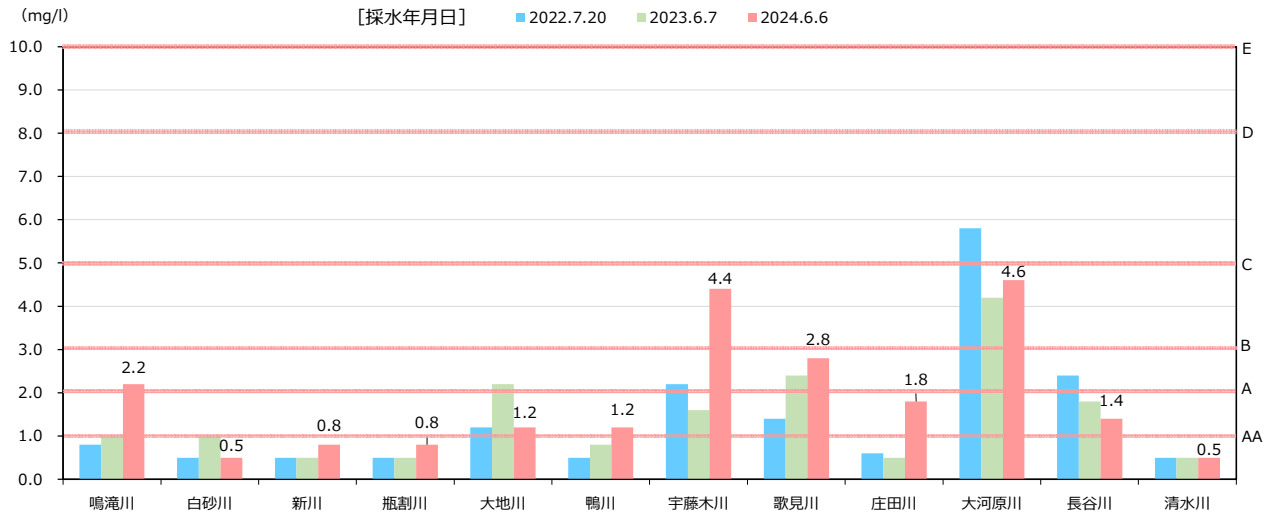
BODとは、「生物化学的酸素要求量」とも言い、川などの水の汚れの度合いを示す代表的な指標です。水中の有機物が、水中に発生する細菌や微生物により酸化分解される際に生物化学的に消費される酸素量を数値で示したものです。数値が高いほど水中の有機物による汚染度が高いことを示します。

●CODとは

CODとは、「化学的酸素要求量」とも言い、海や湖などの水の汚れの度合いを示す代表的な指標です。水中の有機物など、汚染源となる物質を「酸化剤」で酸化するときに消費される酸素量を化学的な方法で測定したものです。数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示します。

ア. 市内河川におけるBODの測定結果

河川における水質汚濁の代表的な指標であるBODの測定結果（2024（令和6）年度）は、0.5未満～4.6mg/lの範囲にあり、類型ごとの基準値を示すとAA類型～C類型の環境基準を達成している状況となっています。（図6-9参照）



※グラフ上の0.5mg/Lは0.5mg/L未満を意味しています。

図6-9 市内河川におけるBODの測定結果

●河川における類型指定とは

河川における類型指定は、以下に示す6類型に分類されています。

- 【AA】水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
- 【A】水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの
- 【B】水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
- 【C】水道3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの
- 【D】工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの
- 【E】工業用水3級、環境保全

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

// 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

// 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

// 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

// 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

// 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

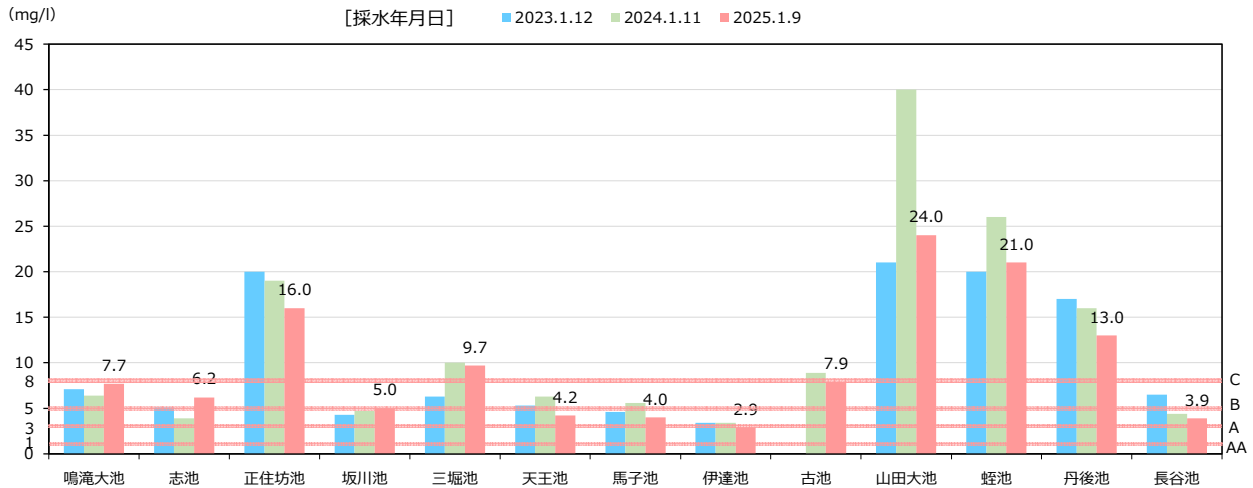
// 3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ. 市内池沼におけるCODの測定結果

海や湖における水質汚濁の代表的な指標であるCODの測定結果（2024（令和6）年度）は、2.9～24.0mg/lの範囲にあり、類型ごとの基準値を示すとC類型の環境基準を超過している池沼が一部ある状況となっています。（図6-10参照）

ただし、池沼に関しては閉鎖性水域であるため、富栄養化や汚濁が進行しやすい特性を持っており、CODの値が高くなる傾向にあります。



※2022（令和4）年度における古池での検査は工事中のため実施していません。

図6-10 市内池沼におけるCODの測定結果

●湖沼における類型指定とは

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）における類型指定は、以下に示す4類型に分類されています。

- 【AA】水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
- 【A】水道2、3級、水産2級及びB以下の欄に掲げるもの
- 【B】水産3級及び工業用水1級、農業用水及びC以下の欄に掲げるもの
- 【C】工業用水2級、環境保全

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

// 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

// 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

// 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

// 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ. 児島湖

児島湖は、沿岸農用地の干害、塩害を一掃するとともに、低湿地の排水強化及び干拓堤防の安全を確保するため、国営児島湾沿岸農業水利（締め切り堤防）事業により、児島湾を締め切ってきた人造湖（1959（昭和 34）年 2 月完成）であり、B 類型に指定されています。児島湖には、笹ヶ瀬川、倉敷川、鴨川の 3 つの二級河川が流れ込んでおり、その流域は、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、早島町及び吉備中央町の 6 市町にわたっています。

児島湖は閉鎖性水域であるため、富栄養化や汚濁が進行しやすい特性を持っており、児島湖の水質（COD）は長期的にみると改善傾向でしたが、近年は横ばいとなっており、依然として環境基準を超過している状況です。（図 6-11 参照）

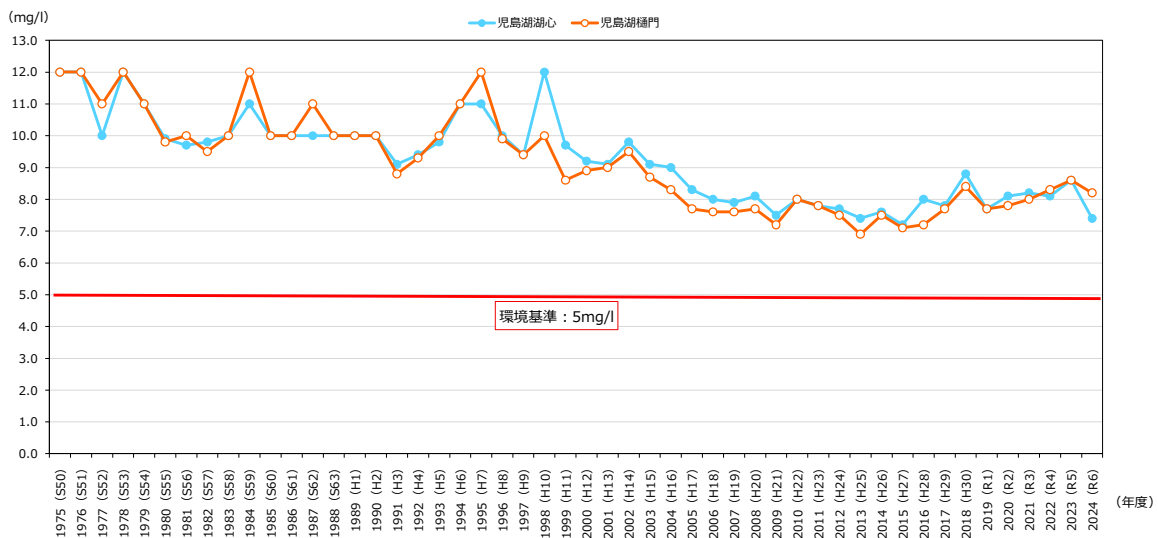


図 6-11 児島湖のCOD（75%値）の推移

出典：「令和 6 年度大気及び水質等測定結果について（岡山県）」

Ⅰ. 海域におけるCODの測定結果

本市周辺の海域である児島湾（丙）及び備讃瀬戸は、ともにA類型に指定されており、県が水質測定を行っています。

海や湖における水質汚濁の代表的な指標であるCODの測定結果は、ともに大部分が環境基準を超過している状況です。（図6-12参照）

なお、県における海域の類型指定は図6-13に示すとおりであり、A類型に指定されている5海域（播磨灘北西部・牛窓地先海域・児島湾（丙）・備讃瀬戸・水島地先海域（乙））について、全て環境基準を超過している状況となっています。

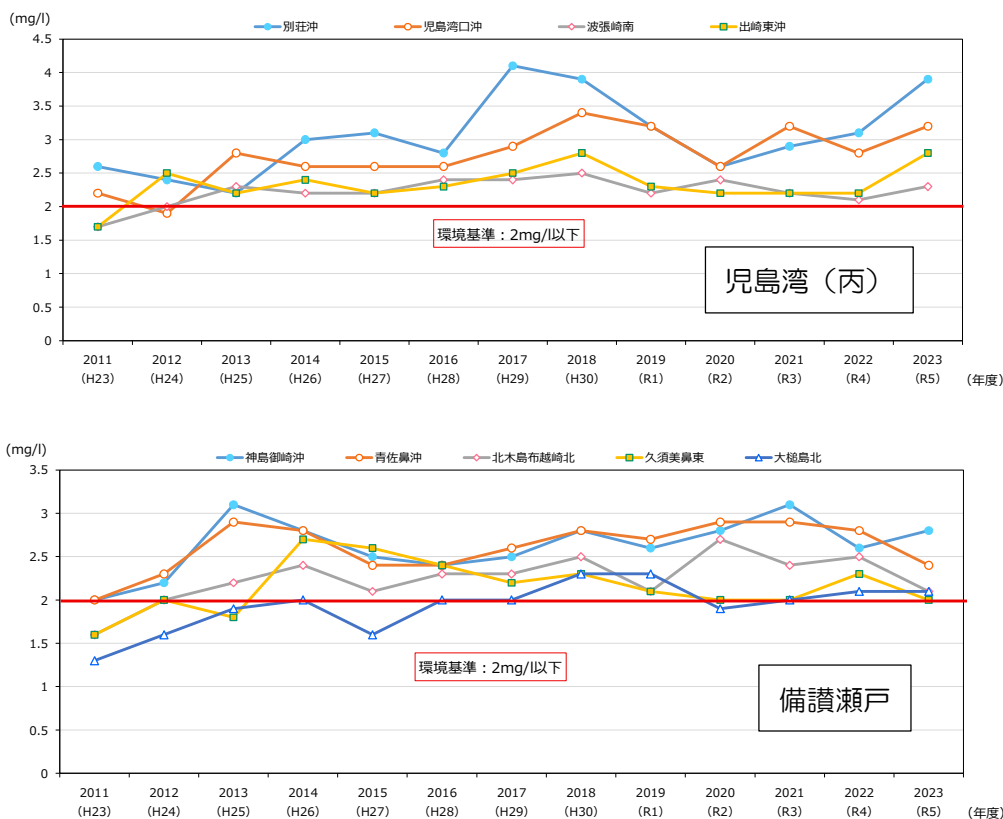


図 6-12 周辺海域のCOD（75%値）の推移

出典：「令和6年度大気及び水質等測定結果について（岡山県）」

●海域における類型指定とは

海域における類型指定は、以下に示す3類型に分類されています。

- 【A】水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの
- 【B】水産2級、工業用水及びC以下の欄に掲げるもの
- 【C】環境保全

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

// 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

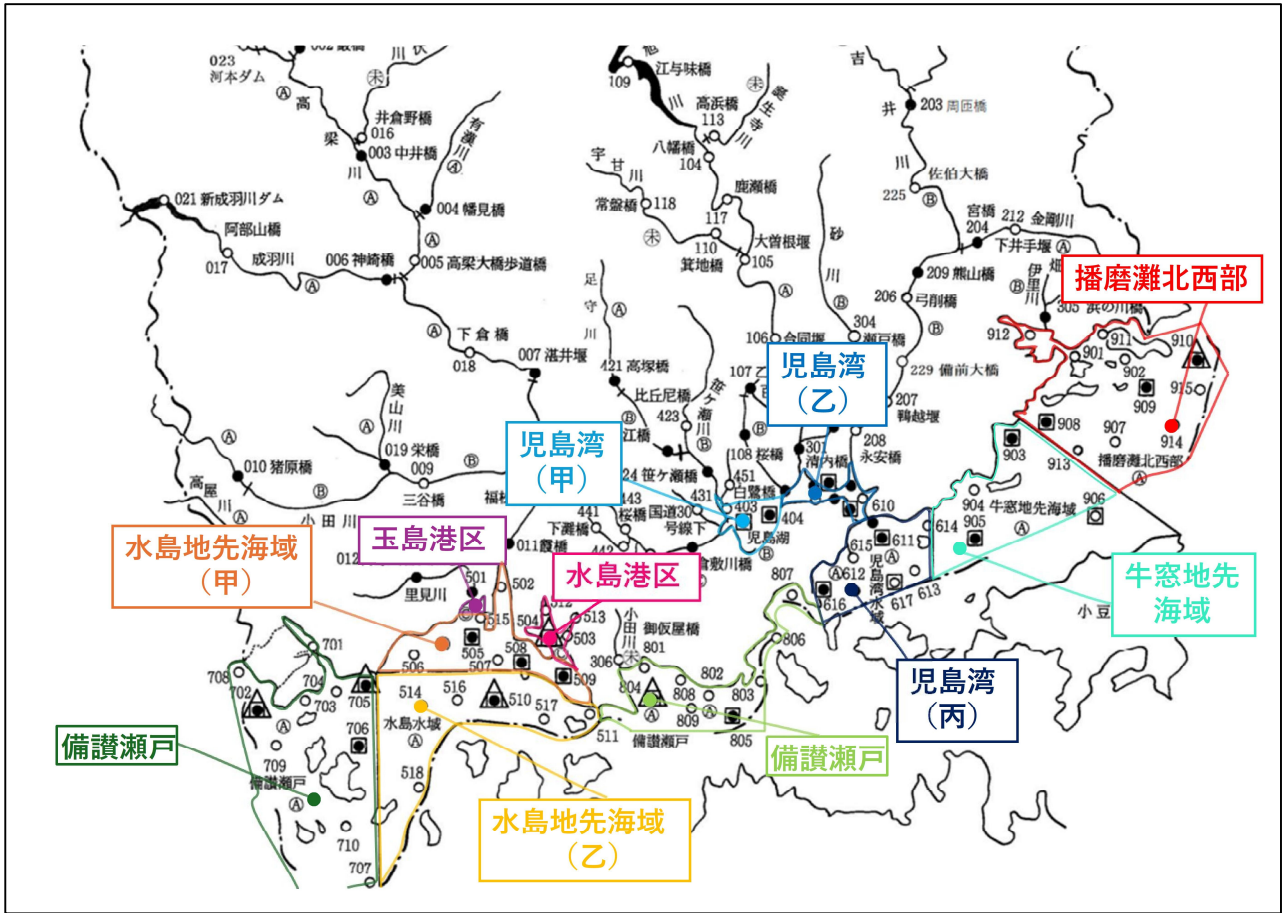


図 6-13 県における海域の類型指定

資料：「令和6年度大気及び水質等測定結果について（岡山県）」を参考に作成

③ 騒音・振動関係

工場・事業所、建設作業及び各種交通機関から発生する騒音・振動は、睡眠を妨げたり、会話を妨害したりするなど、生活環境を損なうことがあります。

こうした騒音・振動公害に対応するため、騒音規制法及び振動規制法が制定され、同法に基づき、本市では表 6-3 に示す騒音規制地域及び表 6-4 に示す振動規制地域を指定しています。

また、当該法令に基づき、本市では以下に示す工場・事業場や建設作業の騒音・振動に係る届出事務や必要に応じて改善勧告、改善命令を行うとともに、自動車騒音の測定や必要に応じて都道府県公安委員会へ交通規制の要請を行っています。

表 6-3 騒音規制地域

騒音規制地域	施行日	
旧東兎町を除く市街化区域 (工業専用地域を除く)	1974年6月1日	(昭和49年岡山県告示第595号)
旧東兎町市街化区域	1975年6月1日	(昭和50年岡山県告示第611号)
市街化調整区域	1981年10月1日	(昭和56年岡山県告示第359号)
用途地域以外の地域(島しょ部)	1986年4月1日	(昭和61年岡山県告示第349号)

表 6-4 振動規制地域

振動規制地域	施行日	
都市計画区域 (工業専用地域を除く)	1979年5月1日	(昭和54年岡山県告示第276号)
用途地域以外の地域(島しょ部)	1986年4月1日	(昭和61年岡山県告示第350号)

●騒音・振動の目安について

騒音及び振動の大きさの目安は以下に示すとおりです。

騒音の大きさの例	
120デシベル	飛行機のエンジンの近く
110デシベル	自動車の警笛(前方2m) リベット打ち、くい打ち ロックコンサート
100デシベル	電車が通るときのガードの下
90デシベル	大声による独唱 騒々しい工場の中 どなり声
80デシベル	地下鉄の車内 交通量の多い道路 電話が聞こえない
70デシベル	静かな乗用車 普通の会話
60デシベル	静かな事務所
50デシベル	静かな事務所
40デシベル	市内の深夜 図書館 静かな住宅地の昼
30デシベル	郊外の深夜 ささやき声
20デシベル	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音(前方1m)

振動の大きさの例		
90デシベル	人体に生理的影響が生じ始める	震度4程度
80デシベル	産業職場で振動が気になる (8時間振動でさらされた場合) 深い睡眠にも影響がある	震度3程度
70デシベル	浅い睡眠にも影響がある	震度2程度
60デシベル	振動を感じ始める ほとんど睡眠影響はない	震度1程度
50デシベル	ほとんど睡眠影響はない	震度0
40デシベル	常時微動	

ア. 工場・事業場の騒音・振動

規制地域に立地する工場及び事業場などのうち、その敷地内に著しく騒音・振動を発生する施設として定められた「特定施設」が設置されている場合、本市に届出を提出することとなっています。（届出状況は表 6-5 及び表 6-6 参照）

特定施設を設置している「特定工場等」から発生する騒音・振動については、規制基準が定められており、特定工場等の敷地境界上において、規制基準を遵守する必要があります。規制基準を超え周辺的生活環境が著しく損なわれている場合は、改善勧告や改善命令の対象となります。

表 6-5 騒音特定施設届出状況（2025（令和 7）年 3 月末現在）

特定施設の種類	特定施設総数	特定工場等総数				合計
		第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域	
1. 金属加工機械	138		13	19	7	39
2. 空気圧縮機等	440		29	19	9	57
3. 土石用破碎機等	21		1		2	3
4. 織機	241		10	1		11
5. 建設用資材製造機械	6		3	2	1	6
6. 穀物用製粉機	12				2	2
7. 木材加工機械	75			17		17
8. 抄紙機	0					0
9. 印刷機械	31	1	5	3		9
10. 合成樹脂用射出成形機	8		1			1
11. 鋳型造型機	0					0
合計	972	1	62	61	21	145

表 6-6 振動特定施設届出状況（2025（令和 7）年 3 月末現在）

特定施設の種類	特定施設総数	特定工場等総数			合計
		第 1 種区域	第 2 種区域	合計	
1. 金属加工機械	137	13	25	38	
2. 圧縮機	163	17	19	36	
3. 破碎機等	23	1	2	3	
4. 織機	226	10	1	11	
5. コンクリートブロックマシン	5	3	2	5	
6. 木材加工機械	8	1	4	5	
7. 印刷機械	7	1		1	
8. ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機					
9. 合成樹脂用射出成形機	10	2		2	
10. 鋳型造型機					
合計	579	48	53	101	

イ. 建設作業の騒音・振動

規制地域内において実施される著しく騒音・振動を発生させる建設作業は、「特定建設作業」に該当し、特定建設作業を実施する場合は、本市に届出を提出することとなっています。（届出状況は表 6-7 及び表 6-8 参照）

特定建設作業から発生する騒音・振動については、規制基準が定められており、特定建設作業の敷地境界上において規制基準を遵守する必要があります。規制基準を超え周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、改善勧告や改善命令の対象となります。

表 6-7 騒音特定建設作業実施届出状況（2024（令和6）年度）

特定建設作業の種類		件数
1	くい打ち機、くい抜き機又はくい打ちくい抜き機を使用する作業	2
2	びょう打ち機を使用する作業	0
3	さく岩機を使用する作業	11
4	空気圧縮機を使用する作業	0
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0
6	バックホウを使用する作業	0
7	トラクターショベルを使用する作業	0
8	ブルドーザーを使用する作業	0
合 計		13

表 6-8 振動特定建設作業実施届出状況（2024（令和6）年度）

特定建設作業の種類		件数
1	くい打ち機等を使用する作業	2
2	鋼球を使用して破壊する作業	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	0
4	ブレーカーを使用する作業	6
合 計		8

ウ. 自動車騒音・道路交通振動調査

本市では、市内主要道路4か所（宇野、八浜町八浜、渋川、長尾）において自動車騒音・道路交通振動の調査を行っています。

自動車騒音・道路交通振動の調査結果は、全て要請限度以下となっています。（表 6-9～表 6-12 参照）

なお、自動車騒音・道路交通振動により、周辺的生活環境が著しく損なわれている場合には、都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置を要請することが定められています。

表 6-9 自動車騒音測定結果（昼間）

(単位: dB)

道路名	車線数	要請限度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
一般国道30号	4	75	63.7	62.5	62.4	63.3	62.2	63.4	63.4	61.0	62.9	65.3	66.9	65.8	66.4	64.7
一般国道430号	2	75	68.6	67.8	67.6	67.7	67.8	66.8	66.4	64.4	66.0	68.7	68.5	68.0	66.9	66.3
岡山県道45号岡山玉野線	2	75	71.7	72.4	71.9	72.3	71.5	65.6	64.7	63.8	65.6	67.6	66.1	67.4	67.1	65.8
岡山県道427号蛸ヶ原日比線	2	75	69.3	69.6	69.1	68.2	68.0	67.5	67.3	65.4	68.5	71.1	71.0	70.7	71.2	69.3

表 6-10 自動車騒音測定結果（夜間）

(単位: dB)

道路名	車線数	要請限度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
一般国道30号	4	70	55.3	53.0	54.5	54.4	53.2	55.9	55.2	52.2	53.0	55.8	55.4	55.1	55.0	54.2
一般国道430号	2	70	61.4	61.0	60.4	59.5	59.7	60.4	59.2	57.4	58.9	61.0	61.5	60.0	58.2	58.2
岡山県道45号岡山玉野線	2	70	65.9	66.9	65.8	65.9	64.7	58.8	59.7	58.9	60.2	61.5	60.8	60.8	60.7	60.5
岡山県道427号蛸ヶ原日比線	2	70	64.1	64.1	63.4	61.9	62.1	61.2	60.5	58.9	62.9	65.1	64.6	65.0	65.2	63.5

表 6-11 道路交通振動測定結果（昼間）

(単位: dB)

道路名	車線数	要請限度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
一般国道30号	4	70	32.1	31.8	29.9	31.7	30.6	31.6	37.4	37.2	38.9	38.4	38.7	39.3	39.9	40.5
一般国道430号	2	70	43.6	42.8	43.5	39.7	42.5	39.5	40.1	40.1	41.0	40.4	42.4	42.1	42.0	43.4
岡山県道45号岡山玉野線	2	65	35.5	39.1	36.2	33.7	33.8	40.6	41.5	41.4	40.3	40.7	37.4	40.6	40.4	40.7
岡山県道427号蛸ヶ原日比線	2	70	38.4	38.4	39.0	37.3	37.7	35.3	35.8	35.9	39.7	39.5	40.3	39.7	38.8	41.0

表 6-12 道路交通振動測定結果（夜間）

(単位: dB)

道路名	車線数	要請限度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
一般国道30号	4	65	23.1	22.9	21.0	22.8	21.7	23.0	27.4	28.1	27.9	28.0	25.8	27.3	26.3	25.8
一般国道430号	2	65	30.0	29.5	27.8	26.0	25.8	26.4	26.6	26.6	29.8	31.9	32.1	26.6	25.3	29.7
岡山県道45号岡山玉野線	2	60	26.3	29.5	24.8	23.9	25.6	28.6	32.3	29.6	27.7	26.6	24.9	27.6	25.0	25.2
岡山県道427号蛸ヶ原日比線	2	65	26.8	26.8	27.5	27.1	26.9	26.2	24.7	25.8	28.8	29.0	27.8	27.5	26.8	29.8

●要請限度とは

要請限度とは、自動車騒音・道路交通振動の測定により、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動を防止するための舗装、維持又は修繕などの措置をとるよう要請したりする際の限度です。

④ 悪臭関係

悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与える「感覚公害」といわれ、大気汚染や水質汚濁などとともに、典型7公害の一つとして悪臭防止法（1971（昭和46）年法律第91号）により規制されており、不快なおい原因となり、生活環境をそこなうおそれのあるアンモニア、硫化水素等22の物質が特定悪臭物質として定められています。

本市では、悪臭防止法に基づき、表6-13に示す特定悪臭物質による規制地域を指定しています。また、毎年、市内の4～5箇所で特定悪臭物質の測定を実施しており、全て基準値を達成していることを確認しています。基準値を超え周辺的生活環境が著しく損なわれている場合は、改善勧告や改善命令の対象となります。

なお、悪臭の規制については、特定の悪臭物質の濃度により規制する「特定悪臭物質濃度規制」のほか、人間の嗅覚でおいを測定し規制する「臭気指数規制」があります。

表 6-13 特定悪臭物質による規制地域

区域の区分	区域
第1種区域	用途地域
第2種区域	第1種区域以外の区域

●特定悪臭物質濃度規制とは

規制地域内に立地する工場・事業場では、事業活動に伴い発生する「特定悪臭物質」（22物質）について、その物質ごとに規制基準が設けられています。

規制の種類としては、敷地境界上（22物質）、気体排出口（13物質）及び排水（4物質）の3種類についてそれぞれ規制基準が定められており、事業者は、それぞれの規制基準を遵守しなければなりません。

なお、特定悪臭物質の臭いの特徴は以下に示すとおりです。

特定悪臭物質	臭いの特徴
アンモニア	し尿のような臭い
メチルメルカプタン	腐った玉ネギのような臭い
硫化水素	腐った卵のような臭い
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い
二硫化メチル	
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い
アセトアルデヒド	刺激的な青臭い臭い
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルパレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソパレールアルデヒド	
イソブタノール	刺激的な発酵した臭い
酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い
メチルイソブチルケトン	
トルエン	ガソリンのような臭い
スチレン	都市ガスのような臭い
キシレン	ガソリンのような臭い
プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い
ノルマル酪酸	汗くさい臭い
ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い
イソ吉草酸	

●臭気指数規制とは

臭気指数規制とは、人の嗅覚を用いて「においの総体」を規制するもので、特定悪臭物以外の悪臭物質や複合臭等についても規制が可能です。

規制の種類については、①敷地境界上、②気体排出口、③排水の3箇所についてそれぞれ基準が定められており、臭気指数の測定方法についてもそれぞれ定められています。

なお、臭気指数の目安は以下に示すとおりです。

臭気指数	0	5	10	15	20	25	30	35
例	郊外の綺麗な空気	工場地域の空気	梅の花	デパートの化粧品売り場	花火、トイレの芳香剤	線香、醤油	ガソリンの給油時	コーヒー

(7) 温室効果ガス排出量

① 市の事務事業に係る温室効果ガス排出量

本市の事務事業に係る温室効果ガス排出量の推移は表 7-1 及び図 7-1 に示すとおりです。

本市では、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 60% 削減することを目標として掲げており、2024（令和 6）年度には 34.6%の削減が進んでいます。

表 7-1 本市の事務事業に係る温室効果ガスの発生源別排出量推移

(単位：t-CO₂)

年度 項目	2013 (H25) 【基準年】	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
電気	12,918	12,304	11,611	10,479	10,096	11,270	9,870	8,432	7,119	7,655	3,730	7,091
廃棄物の焼却	4,413	5,536	6,807	4,726	7,289	7,329	5,842	5,740	5,867	5,208	4,189	5,039
A重油	1,489	1,433	1,323	1,372	1,338	1,332	1,271	1,285	371	194	96	98
CO ₂ 以外	702	696	686	683	698	699	608	600	605	557	514	508
灯油	461	515	464	447	419	381	352	338	314	305	294	324
ガソリン	175	166	176	189	186	196	208	158	158	177	165	160
LPG	146	143	90	92	92	90	66	73	72	57	48	48
軽油	94	79	74	133	124	112	126	105	66	92	62	64
計	20,397	20,874	21,231	18,121	20,243	21,408	18,343	16,732	14,571	14,246	9,097	13,333

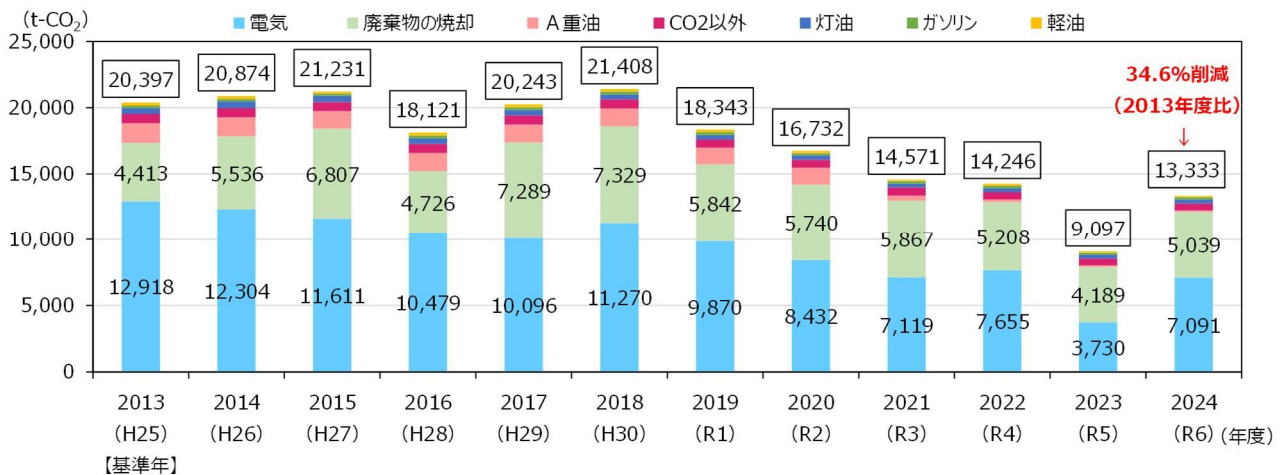


図 7-1 本市の事務事業に係る温室効果ガス排出量推移

② 区域の温室効果ガス排出量

本市の区域から排出される温室効果ガス量は表 7-2 及び図 7-2 に示すとおりです。

本市では、2030(令和 12)年度の温室効果ガス排出量を 2013(平成 25)年度比で 41.8%削減することを目標として掲げています。2021(令和 3)年度時点では、機器の省エネ化や電力の使用に伴い排出される温室効果ガス量の低減が進んだことにより、2013(平成 25)年度比で 28.4%の削減が進んでいます。

表 7-2 市域における温室効果ガスの排出量

(単位：千t-CO₂)

部門・分野	2013 (H25) 【基準年度】	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
産業部門	623	584	590	584	546	557	496	489	476
製造業	615	576	580	576	538	549	489	484	471
建設業・鉱業	5	4	4	4	4	4	3	3	3
農林水産業	3	4	6	4	4	4	4	2	2
業務その他部門	105	93	84	84	80	74	67	54	61
家庭部門	133	122	128	111	111	89	77	85	86
運輸部門	251	229	234	221	211	208	202	169	170
自動車	111	107	105	104	102	100	97	87	85
旅客	70	66	66	65	64	63	60	53	51
貨物	41	40	39	39	38	38	36	34	35
鉄道	5	5	5	4	4	4	4	3	3
船舶	135	118	124	113	105	104	102	79	81
廃棄物分野（一般廃棄物）	6	7	8	6	8	6	9	8	7
合 計	1,117	1,035	1,044	1,006	956	933	851	805	800

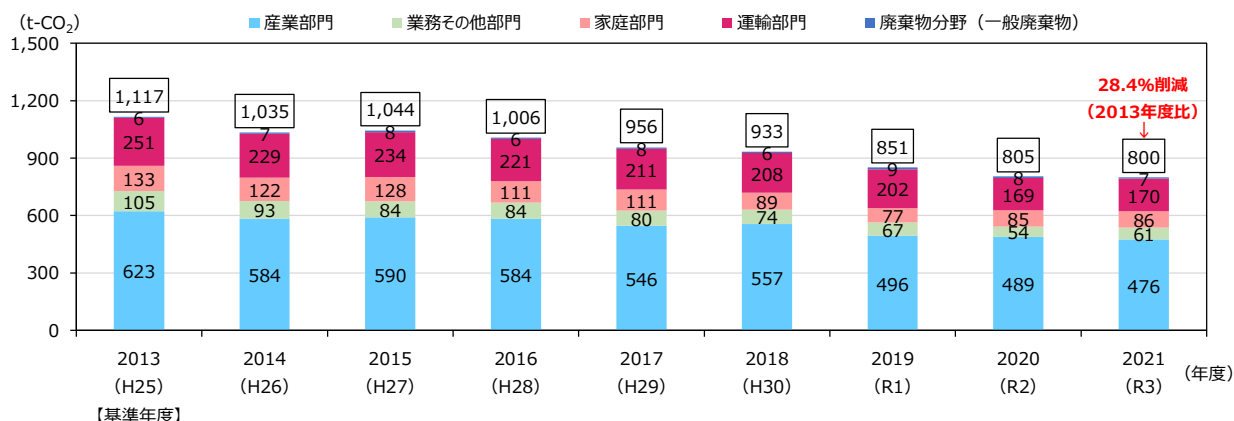


図 7-2 市域における温室効果ガスの排出量

(8) 再生可能エネルギー設備の導入状況

本市の再生可能エネルギー設備の導入状況は図 8-1、県の再生可能エネルギー設備の導入状況は図 8-2 に示すとおりです。

本市では、2030（令和 12）年度における太陽光発電設備の導入目標を 127.3 千 kW とし、掲げており、2023（令和 5）年度時点で 70.2 千 kW の導入（県全体に対して 2.78% を占める。）が進んでいます。

なお、本市の再生可能エネルギー設備は全て太陽光発電となっており、10kW 未満が 9.9 千 kW、10kW 以上が 60.3 千 kW 導入されています。



図 8-1 本市の再生可能エネルギーの導入状況

出典：「固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト（経済産業省）」

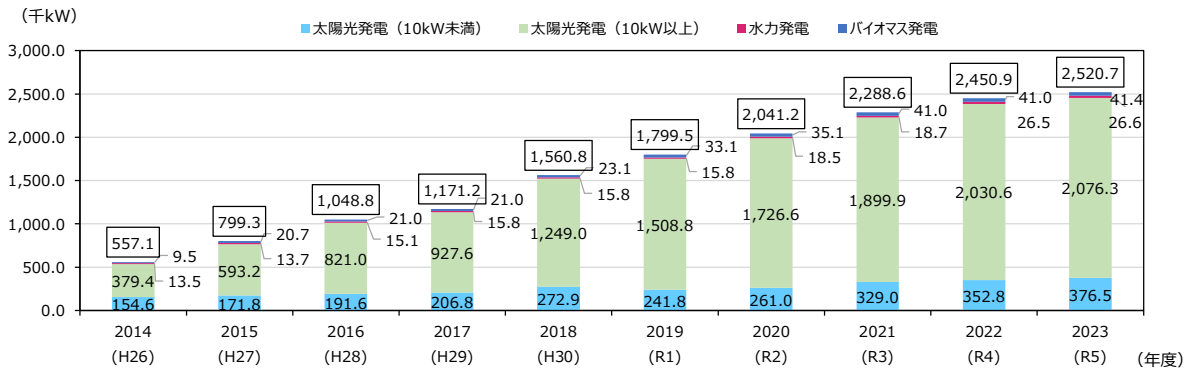


図 8-2 県の再生可能エネルギーの導入状況

出典：「固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト（経済産業省）」

(9) 廃棄物

① ごみ排出量

本市のごみ排出量は図 9-1 に示すとおりです。

本市のごみ排出量は減少傾向で推移していますが、2022（令和 4）年度から家庭系ごみの有料化制度が導入されたため、急激に減少しており、2023（令和 5）年度には 19,184t まで減少しています。

このうち生活系ごみ排出量が 12,613t、事業系ごみ排出量が 6,571t となっており、生活系ごみ排出量が全体の 65.7%を占めています。

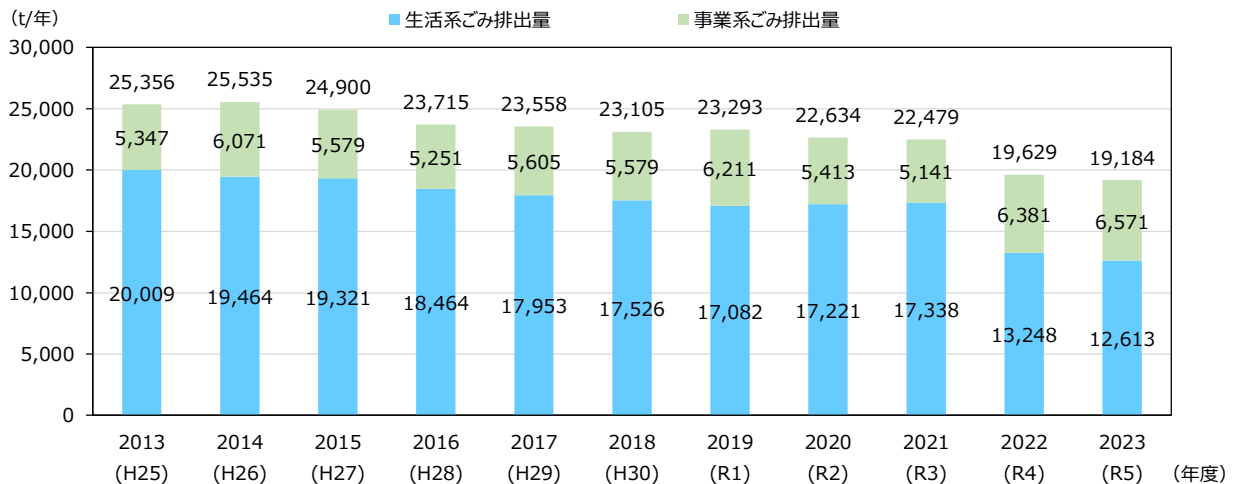


図 9-1 ごみ排出量

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」

② 1人1日当たりごみ総排出量

本市、県、全国の1人1日当たりごみ総排出量は図 9-2 に示すとおりです。

本市における2023（令和 5）年度の1人1日当たりごみ総排出量は 951g となっており、県の 923g、全国の 851g と比較して多くなっています。

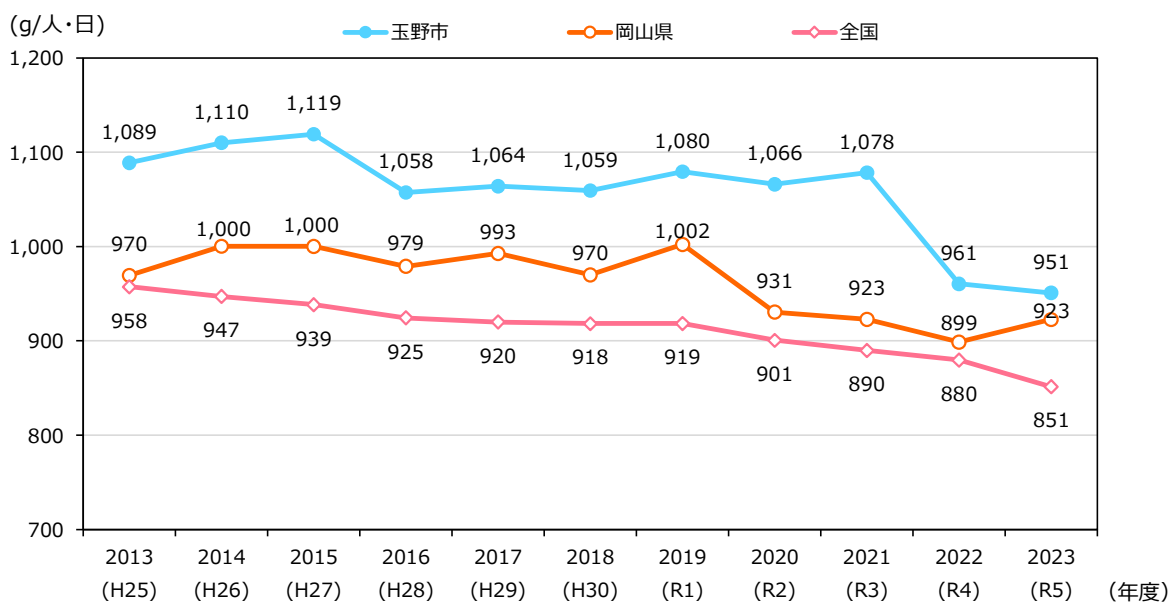


図 9-2 1人1日あたりのごみ排出量

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」

③ リサイクル率

本市、県、全国のリサイクル率は図 9-3 に示すとおりです。

本市における 2023（令和 5）年度のリサイクル率は 12.6%となっており、県の 29.0%、全国の 19.5%と比較して低くなっています。

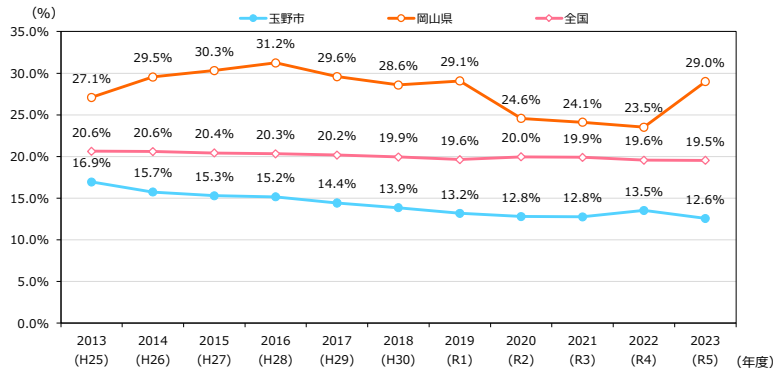


図 9-3 リサイクル率

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」

④ 汚水処理

本市の生活排水処理形態別人口の推移は表 9-1 及び図 9-4 に示すとおりであり、2024（令和 6）年度時点で生活雑排水処理率が 94.7%となっています。

また、本市の汚水処理人口普及率及び下水道普及率は図 9-5 に示すとおりです。

本市では下水道の整備が進んでおり、下水道普及率が県・全国と比較しても高くなっています。

表 9-1 処理形態別人口の推移

項目	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
計画処理区域内人口 [人]		63,246	62,474	61,681	60,930	60,079	59,328	58,558	57,579	56,485	55,486	54,626	53,732
生活雑排水未処理人口 [人]		6,737	5,920	5,381	5,042	4,646	4,279	3,952	3,749	3,400	3,184	3,075	2,839
し尿くみ取り人口 [人]		4,848	4,310	3,806	3,596	3,216	2,925	2,696	2,600	2,401	2,275	2,184	2,024
単独処理浄化槽人口 [人]		1,889	1,610	1,575	1,446	1,430	1,354	1,256	1,149	999	909	891	815
生活雑排水処理人口 [人]		56,509	56,554	56,300	55,888	55,433	55,049	54,606	53,830	53,085	52,302	51,551	50,893
公共下水道人口 [人]		53,019	53,553	53,424	53,218	52,877	52,627	52,361	51,775	51,297	50,741	50,096	49,531
合併処理浄化槽人口 [人]		3,490	3,001	2,876	2,670	2,556	2,422	2,245	2,055	1,788	1,561	1,455	1,362
生活雑排水処理率 [%]		89.3%	90.5%	91.3%	91.7%	92.3%	92.8%	93.3%	93.5%	94.0%	94.3%	94.4%	94.7%

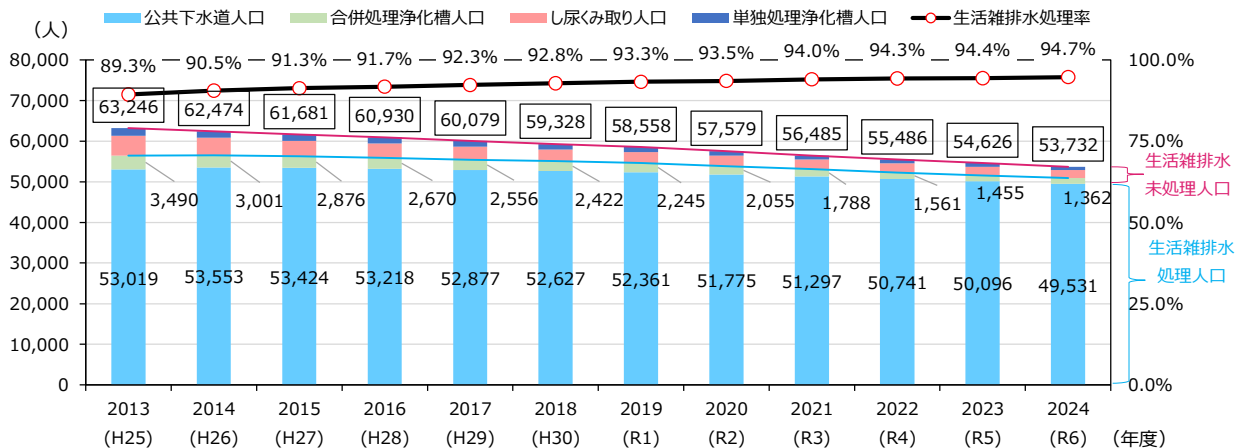


図 9-4 処理形態別人口の推移

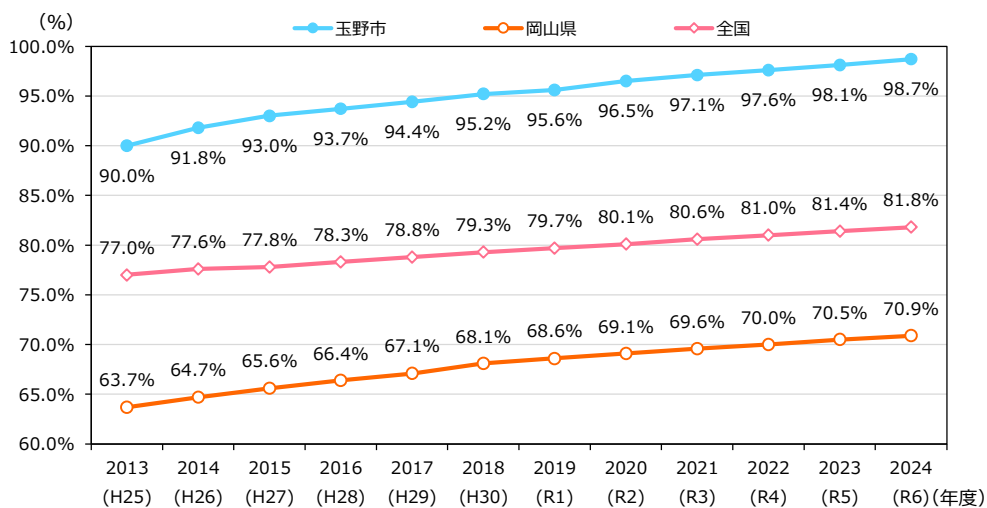
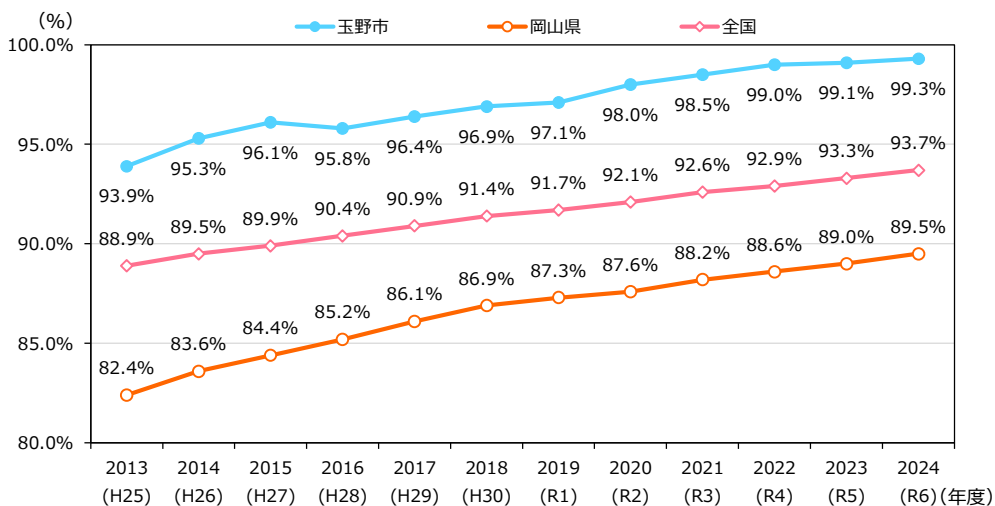


図 9-5 污水处理人口普及率（上段）及び下水道普及率（下段）

出典：「污水处理人口普及状况（国土交通省）」

(10) 公園区域

① 国立公園

本市は図 10-1 に示すとおり、自然公園法に基づいた瀬戸内海国立公園に指定され、大槌島、蛭子島、筏島が第1種特別地域に指定されています。

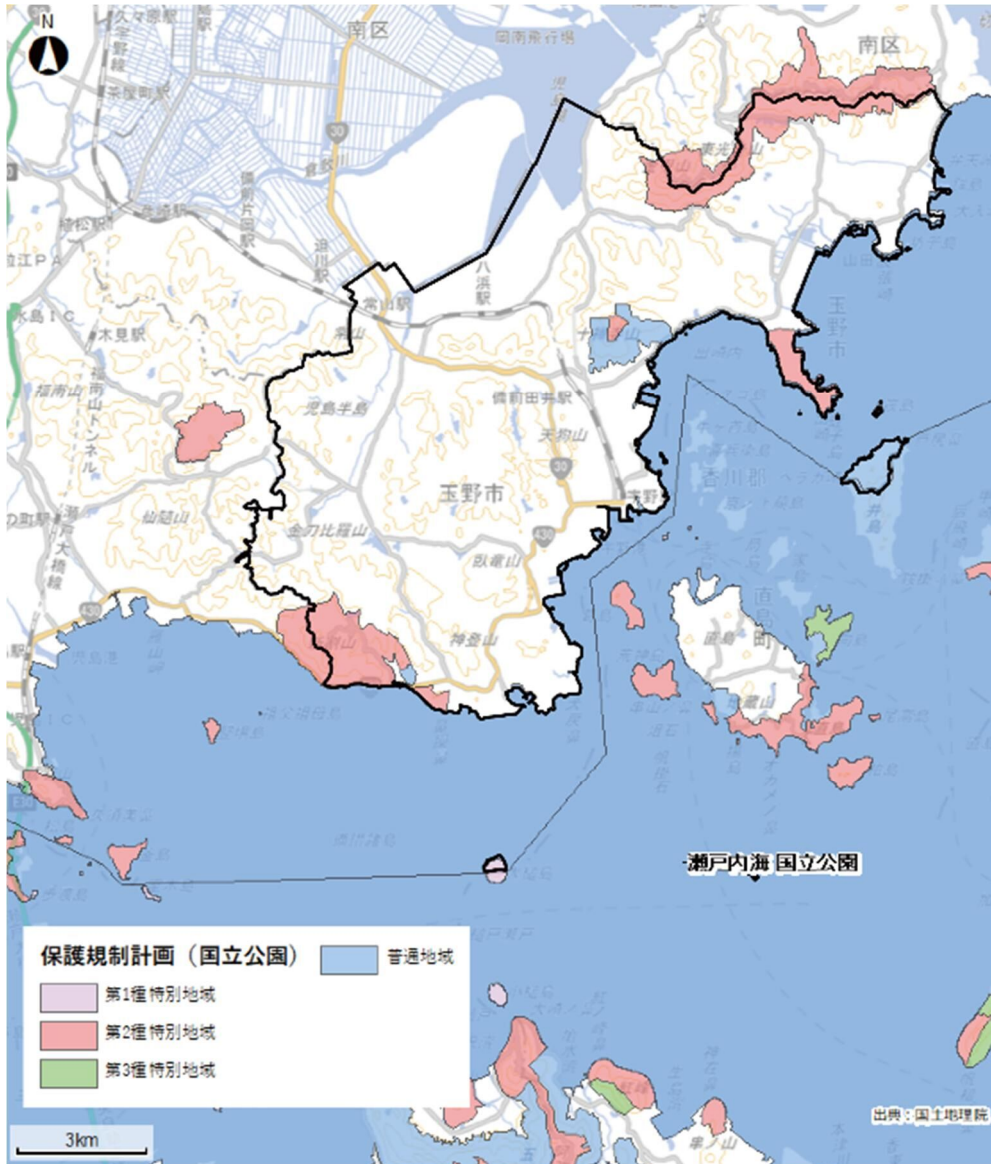


図 10-1 自然公園区域 (国立公園)

資料：「環境アセスメントデータベース [EADAS] (環境省)」を参考に作成

② 都市公園

本市には、丘陵地の自然を活かした深山公園をはじめ、外遊びに適した様々な公園が 200 か所あります。

(11) 森林面積

本市の森林面積は表 11-1 に示すとおり、全てが民有林となっています。

表 11-1 森林面積

(単位：ha)

	総数	国有林	民有林
2013年	5,929	-	5,929
2014年	5,928	-	5,928
2015年	5,928	-	5,928
2016年	5,928	-	5,928
2017年	5,838	-	5,838
2018年	5,838	-	5,838
2019年	5,838	-	5,838
2020年	5,838	-	5,838
2021年	5,838	-	5,838
2022年	5,838	-	5,838
2023年	5,838	-	5,838
2024年	5,824	-	5,824

出典：「地域森林計画（参考資料）（農林水産課）」

(12) 動植物の生息状況

ア. 動物

既存資料調査による玉野市内の動物の記録は表 12-1 に示すとおりであり、5 綱 16 目 31 科 40 種の動物の記録が確認されています。このうち、環境省レッドリストや岡山県レッドデータブックに記載のある希少な動物として、ハイタカやナゴヤダルマガエルなど 25 種が記録されています。

表 12-1 既存資料調査による動物の記録

区分	目名	科名	種名	環境省 レッドリスト2020	岡山県版 レッドリスト2025
哺乳綱	哺乳目	ウサギ科	ニホンウサギ		
	齧齧目	イヌ科	タヌキ キツネ		
		イタチ科	アゲマ		
	ウリ目	イノシシ科	ニホンイノシシ		
鳥綱	コウノトリ目	サギ科	コサギ		情報不足
	カモ目	カモ科	オドリ	情報不足 (DD)	準絶滅危惧
	鴉目	鴉科	オウゴン	絶滅危惧I類 (VU)	情報不足
			オオカ	絶滅危惧I類 (VU)	
			ハイタカ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧I類
			ノスリ		
			ハイロチュウ		準絶滅危惧
	ヨウモ目	ヨウモ科	ヨウモ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧I類
	スズメ目	サシユウキ科	サシユウキ	絶滅危惧I類 (VU)	絶滅危惧I類
		ウグイス科	オオソバ		
		ヒタキ科	ヒタキ オドリ		
		カササギヒタキ科	サシユウキ		準絶滅危惧
		ツリスカウ科	ツリスカウ		
ホオノコ科		ホオノコ ノスリ		準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
両生綱	サシユウキ目	サシユウキ科	カササギサシユウキ	絶滅危惧I類 (VU)	
カエル目	アマガエル科	ナゴヤダルマガエル	絶滅危惧IB類 (EN)	絶滅危惧I類	
昆虫綱	トンボ目	ササトビ科	フタツササ オオマササ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
		ヤマト科	ネカヨヤマト	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
		イソトビ科	ハルヒロイソトビ	絶滅危惧I類 (VU)	準絶滅危惧
		トンボ科	ハチョウトンボ ナニトビ		準絶滅危惧
				ナニトビ	絶滅危惧I類 (VU)
	カメムシ目	ミズムシ科	オオミズムシ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
	コウチュウ目	ホタル科	ヒメホタル		
	ハエ目	ツリブネ科	トラツリブネ		絶滅危惧I類
	チョウ目	シロチョウ科	ツマクシチョウ	絶滅危惧IB類 (EN)	留意
		シメチョウ科	ウラミカシメ		準絶滅危惧
		タテチョウ科	オオムササ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
ジヤノメチョウ科		ウラミジヤノメ本土亜種			
タテチョウ科		シルビアツミ	絶滅危惧IB類 (EN)	留意	
クワガタ目	ヒメクワガタ科	ノスリクワガタ		絶滅危惧I類	
クワガタ目	コガネクワガタ科	コガネクワガタ		準絶滅危惧	
	コガネクワガタ科	コガネクワガタ		準絶滅危惧	
	コガネクワガタ科	コガネクワガタ		準絶滅危惧	
5綱	16目	31科	40種	18種	25種

出典：「レッドリスト・レッドデータブック（環境省）」
「岡山県版レッドリスト 2025（岡山県 自然環境課）」

イ. 植物

既存資料調査による玉野市内の植物の記録は表 12-2 に示すとおりであり、4 類 31 科 49 種の植物の記録が確認されています。このうち、環境省レッドリストや岡山県レッドデータブックに記載のある希少な植物として、ハマヒサカキやトキソウなど 47 種が記録されています。

表 12-2 既存資料調査による植物の記録

分類名	科名	種名	環境省 第5次レッドリスト (RL)	岡山県版 レッドリスト2025	
シダ植物	ホウライダ科	ミスウレビ			
	ツガノ科	オオカグマ		絶滅危惧類	
	メダ科	ハラダ		準絶滅危惧	
	サツヨウ科	サツヨウ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧類	
	アカキク科	アカキク	絶滅危惧 I B 類 (EN)	絶滅危惧類	
被子植物 双子葉類 離弁花群	タデ科	ヒメタデ	情報不足 (DD)	絶滅危惧II類	
	タデ科	ヌカホタデ	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧II類	
	ナド科	ヒメフシゴロ		準絶滅危惧	
	アカガ科	マルハアカガ			準絶滅危惧
		イソホキ			準絶滅危惧
		マツ			絶滅危惧II類
		ハママツ			準絶滅危惧
	スイロ科	オニバス	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧II類	
	ツバキ科	ハマヒサカキ		絶滅危惧類	
	モウセンゴケ科	イモモク	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧	
	クサ科	キクマ		準絶滅危惧	
	ハラ科	ハクチキ		絶滅危惧類	
トウダイクサ科	カコノキ				
グミ科	ナツアドリ		留意		
セリ科	ハマホウフウ		準絶滅危惧		
被子植物 双子葉類 合弁花群	イマヅ科	ハマサギ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧	
	ミツガシロ科	ヒメシロアザ	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧II類	
		ガガブタ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類	
	クマヅク科	ハマヅク		準絶滅危惧	
	シロ科	ナミキリ		準絶滅危惧	
	ゴマノハグサ科	ユキ	絶滅危惧 II 類 (VU)	準絶滅危惧	
		ヒキヨギ		準絶滅危惧	
	ヌナギサ科	ヒメヌナギサ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類	
	キ科	ウラギク	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧	
		アザハカ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧	
		ハマニガナ		絶滅危惧II類	
ネノナタ(ハマグシ)			絶滅危惧II類		
被子植物 単子葉類	トチカグミ科	マルミアタ	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧II類	
		スダ	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧II類	
		トチカグミ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類	
		ミスオハコ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類	
	ヒルムシロ科	コバヒルムシロ	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧II類	
	イハハモ科	イトリガモ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧類	
	ホソバ科	オホソバ		準絶滅危惧	
	イネ科	クマノハ		絶滅危惧II類	
		カクミノコ		準絶滅危惧	
	ミドリ科	カクミドリ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧	
カヤツクサ科	ウマツ		絶滅危惧II類		
	オムギ		留意		
	ミカツクサ		絶滅危惧II類		
ツクサ科	ヒネ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類		
	サキ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類		
	ミスソバ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧		
	トキ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類		
4類	31科	49種	24種	47種	

出典：「レッドリスト・レッドデータブック（環境省）」
 「岡山県版レッドリスト 2025（岡山県 自然環境課）」

(13) 鳥獣被害

本市の鳥獣捕獲数及び捕獲計画数は表 13-1 に示すとおりです。

表 13-1 鳥獣捕獲数及び捕獲計画数

対象鳥獣	捕獲数			捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	686頭	396頭	682頭	750頭	1,250頭	1,250頭
ヌートリア				30頭	30頭	30頭
ニホンジカ				5頭	5頭	5頭
ニホンザル				5頭	5頭	5頭
タヌキ				10頭	10頭	10頭
ハクビシン				5頭	5頭	5頭
アライグマ				5頭	5頭	5頭
ハシブトガラス ハシボソガラス				10羽	10羽	10羽
ニューナイスズメ スズメ				10羽	10羽	10羽
ヒヨドリ				5羽	5羽	5羽
ドバト				100羽	100羽	100羽
カワウ				5羽	5羽	5羽
ヒドリガモ				5羽	5羽	5羽

出典：「玉野市鳥獣被害防止計画（令和5年度（令和6年度一部変更）」

(14) 文化財

本市の文化財の位置図は図 14-1、文化財の種類・種別は表 14-1 に示すとおりであり、51 箇所の文化財を有しています。

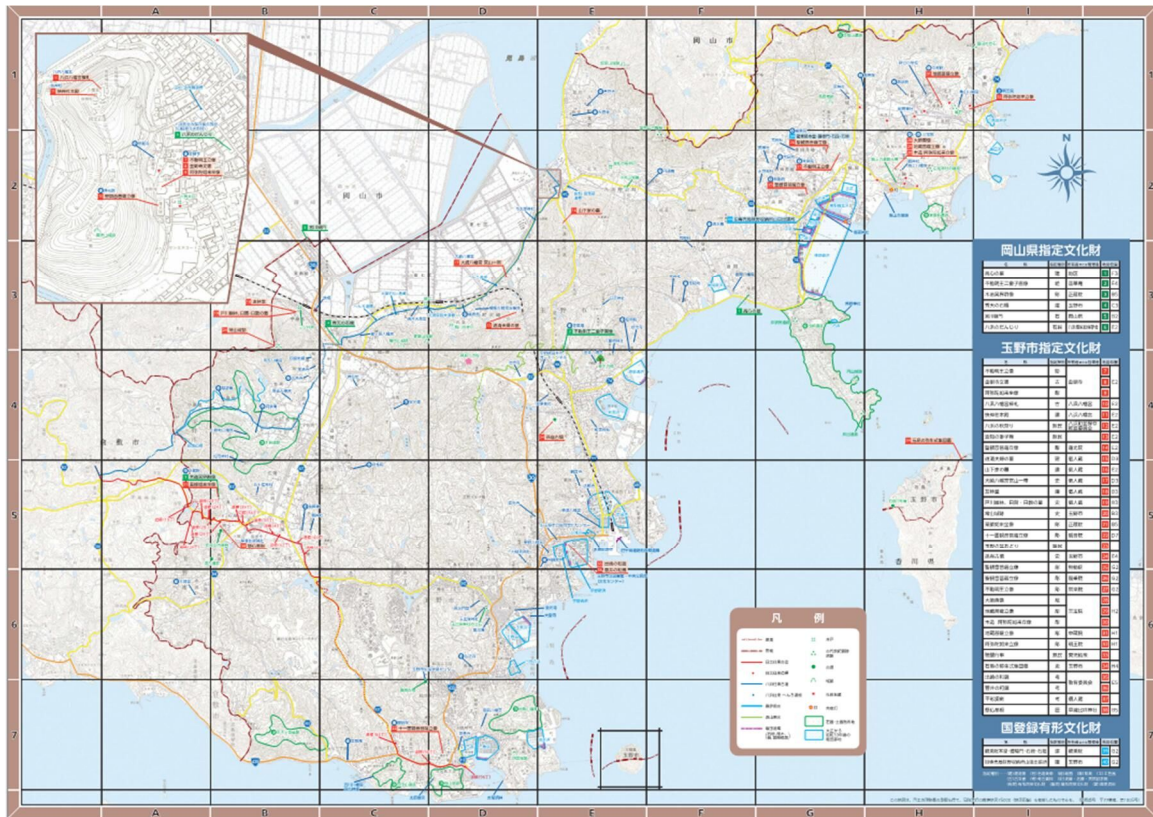


図 14-1 本市の文化財の位置図

出典：「玉野市ホームページ」

表 14-1 本市の文化財の種類・種別

(2024 (令和6) 年4月1日現在)

種類・種別	総数	市指定	県指定	国指定	国登録
有形文化財	41	28	6	5	2
建造物	8	4	2	0	2
美術工芸品	0	0	0	0	0
絵画	2	1	1	0	0
彫刻	13	12	1	0	0
工芸品	12	5	2	5	0
書跡・典籍	0	0	0	0	0
古文書	2	2	0	0	0
考古資料	3	3	0	0	0
歴史資料	1	1	0	0	0
無形文化財	0	0	0	0	0
演劇、音楽、工芸技術等	0	0	0	0	0
民俗文化財	5	4	1	0	0
有形民俗文化財	1	0	1	0	0
無形民俗文化財	4	4	0	0	0
記念物	5	5	0	0	0
史跡	5	5	0	0	0
名勝	0	0	0	0	0
天然記念物	0	0	0	0	0

出典：「玉野市社会教育課」

(15) 観光

本市の観光入込客数は図 15-1 に示すとおりであり、2024（令和6）年の観光入込客数は1,624 千人となっています。本市の観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少しましたが、2023（令和5）年には過去最大となり増加傾向で推移しています。

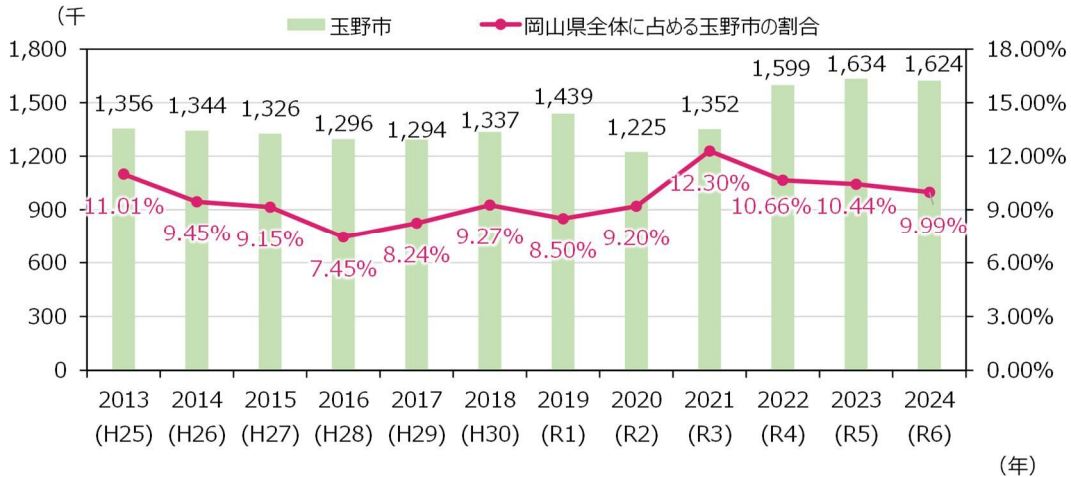


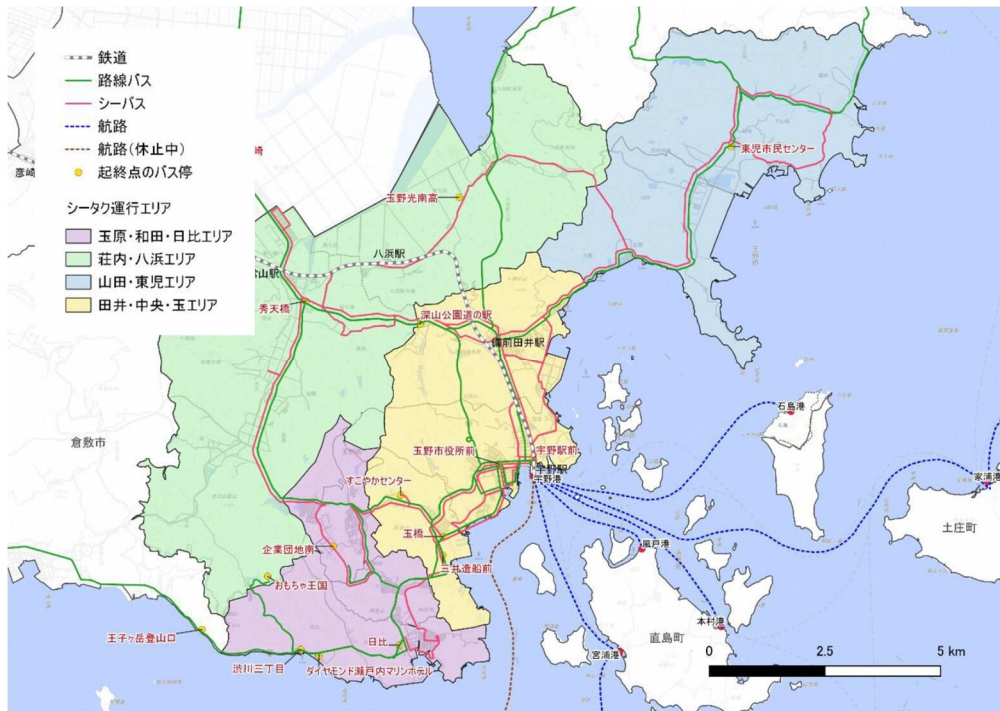
図 15-1 観光入込客数

出典：「令和6年岡山県観光客動態調査報告書（岡山県産業労働部観光課）」
「令和6年玉野市観光入込客数（商工観光課）」

(16) 公共交通

本市の公共交通状況は図 16-1 に示すとおりです。

鉄道（JR 宇野みなと線）、路線バス（両備バス）、コミュニティバス（シーバス）が運行しており、これらを補完する交通としてデマンド型乗合タクシー（シータク）が運行しています。



出典：「玉野市地域公共交通計画（2022年6月）」
（2023年10月「地域公共交通計画と国補助金の連動化制度」に伴う一部改定）」

① 鉄道

本市の鉄道乗車人員数は図 16-2 に示すとおりです。

2019（令和元）年度までは各駅ともに横ばい傾向にあり、2020（令和2）年度からは新型コロナウイルス感染症の影響で一時は利用者数が減少しましたが、その後は回復傾向にあります。

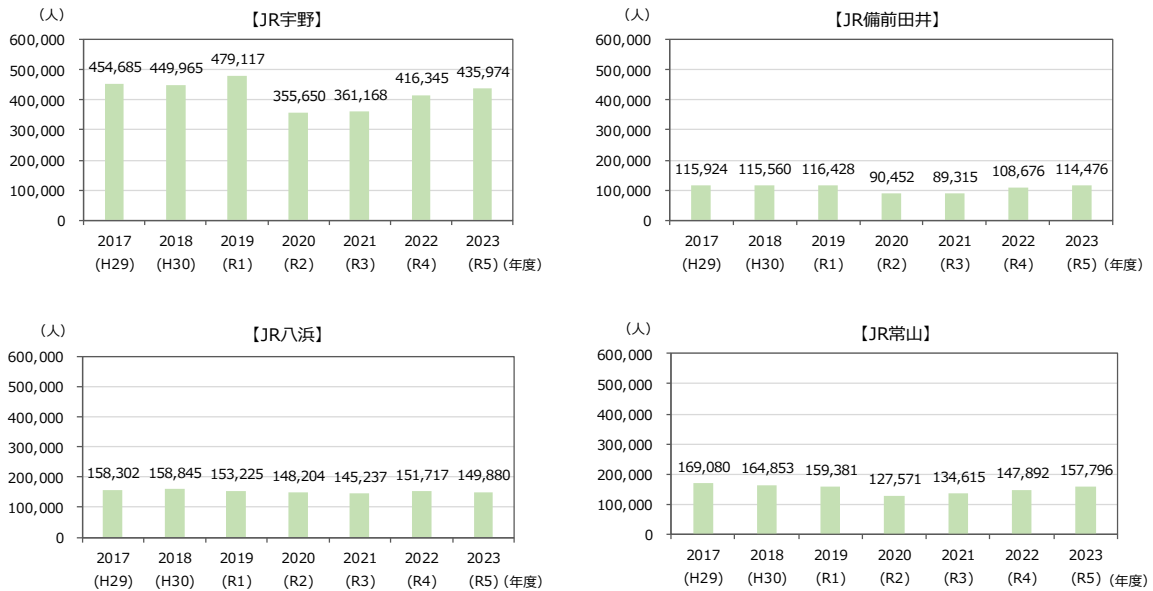


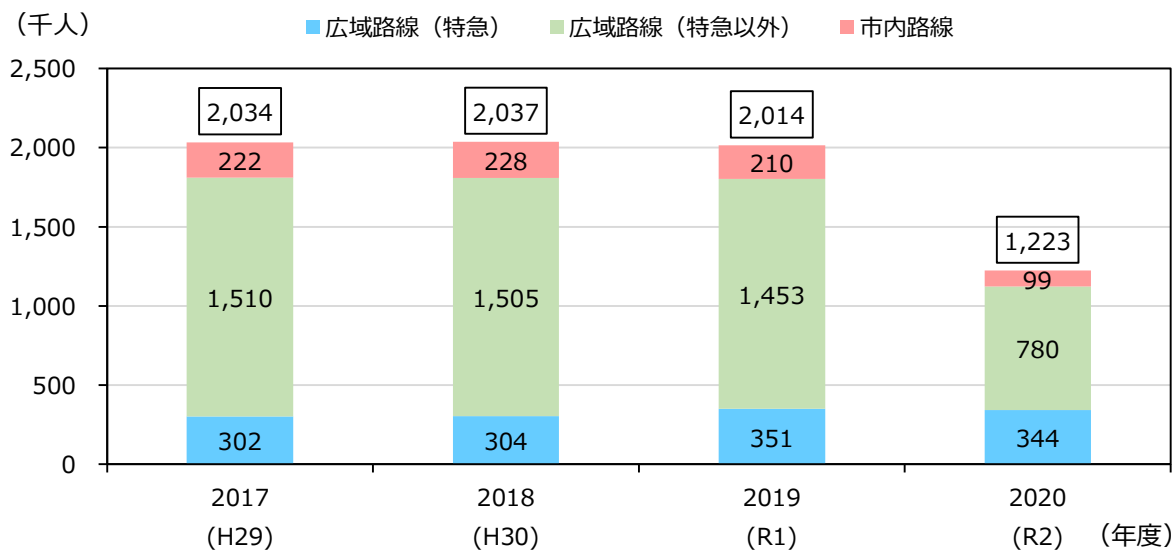
図 16-2 鉄道の乗車人員数

出典：「西日本旅客鉄道株式会社 岡山支社企画課」

② 路線バス

本市の路線バス輸送人員数は図 16-3 に示すとおりです。

2019（令和元）年度までは横ばい傾向にありましたが、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が減少しています。



※広域路線は玉野市外の輸送人員を含みます。

図 16-3 路線バスの輸送人員数

出典：「両備バス」

③ シーバス

本市のシーバス輸送人員数は図 16-4 に示すとおりです。

2019（令和元）年度までは横ばい傾向にあり、2020（令和2）年度からは新型コロナウイルス感染症の影響で輸送人員数は減少しましたが、その後は2019（令和元）年度以上の輸送人員数となっています。

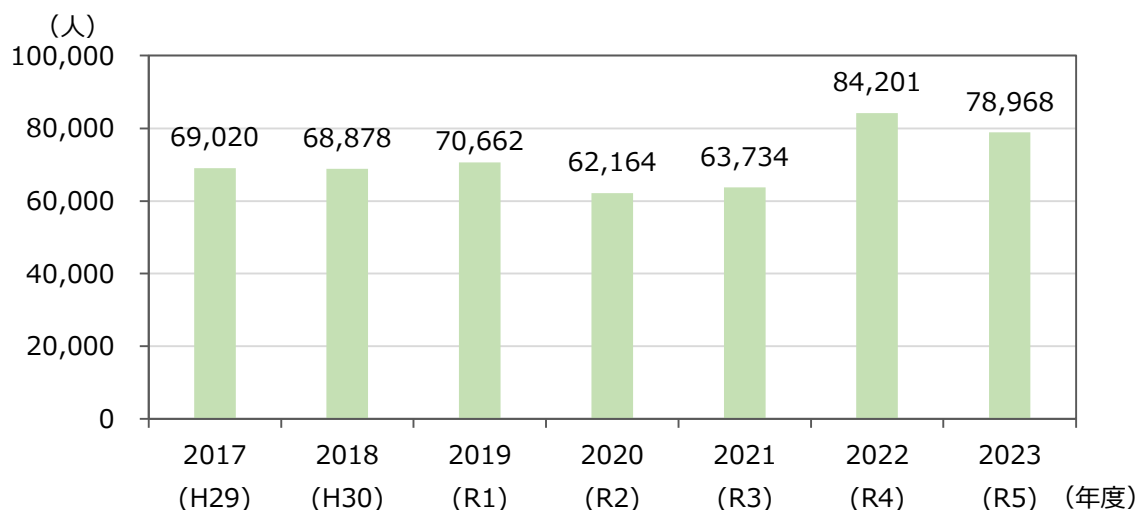


図 16-4 シーバスの輸送人員数

出典：「公共施設交通政策課」

④ シータク

本市のシータク輸送人員数は図 16-5 に示すとおりです。

2018（平成30）年度までは横ばい傾向にあり、2020（令和2）年度からは新型コロナウイルス感染症の影響で輸送人員数は減少しましたが、その後は回復傾向にあります。

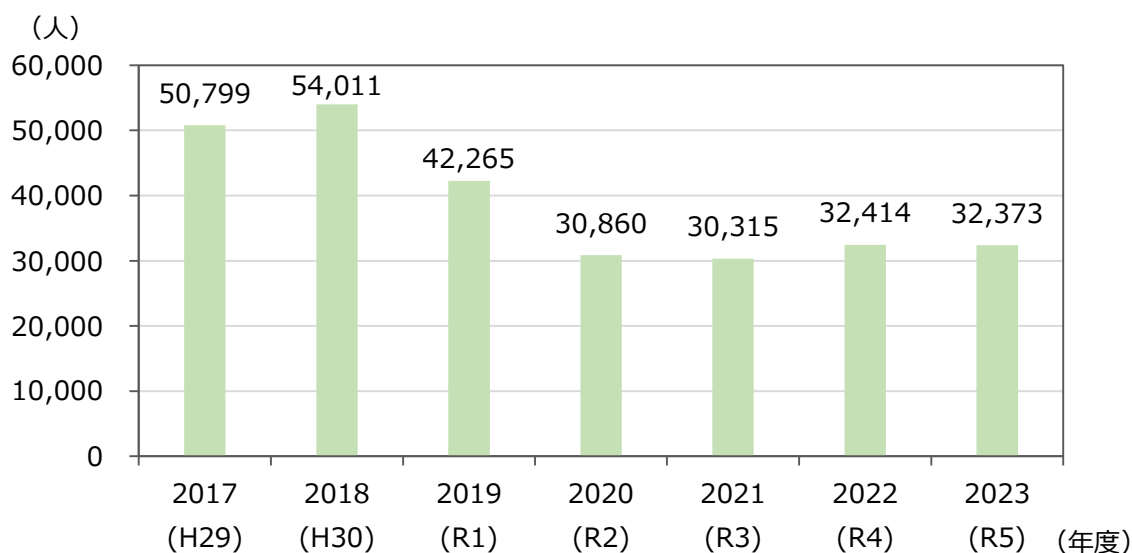


図 16-5 シータクの輸送人員数

出典：「公共施設交通政策課」

(17) 自動車保有台数

本市の自動車保有台数は図 17-1 に示すとおりです。

本市における 2022（令和4）年度の旅客自動車の保有台数は 36,774 台で、貨物自動車の保有台数は 7,472 台となっています。本市の自動車保有台数は、旅客自動車、貨物自動車ともに、減少傾向となっています。

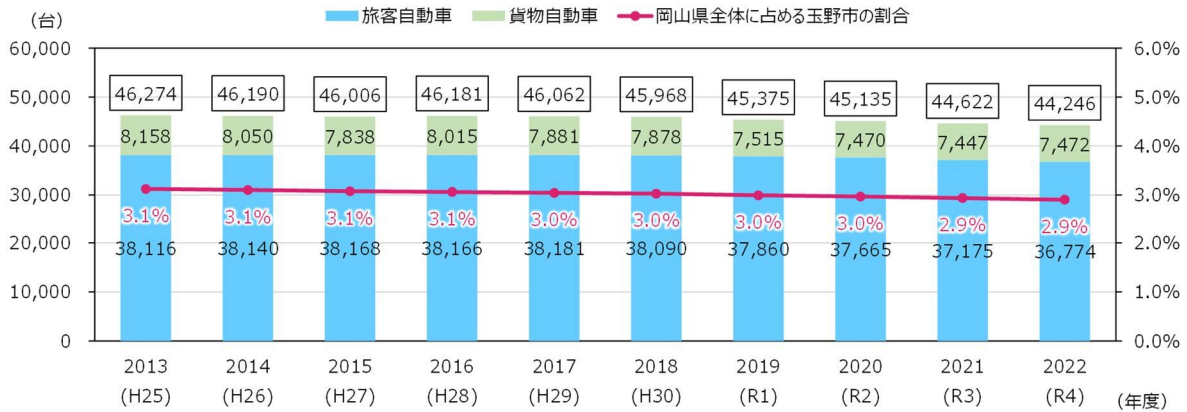


図 17-1 自動車保有台数

出典：「市区町村別 自動車保有車両数（一般財団法人自動車検査登録情報協会）」
 「市区町村別 軽自動車車両数（一般社団法人全国軽自動車協会連合会）」

(18) 空き家率

本市の空き家率は図 18-1 に示すとおりです。

2023（令和5）年の本市の空き家率は 18.6%となっており、県内の他自治体や県平均、全国平均と比較しても、高い数値となっています。

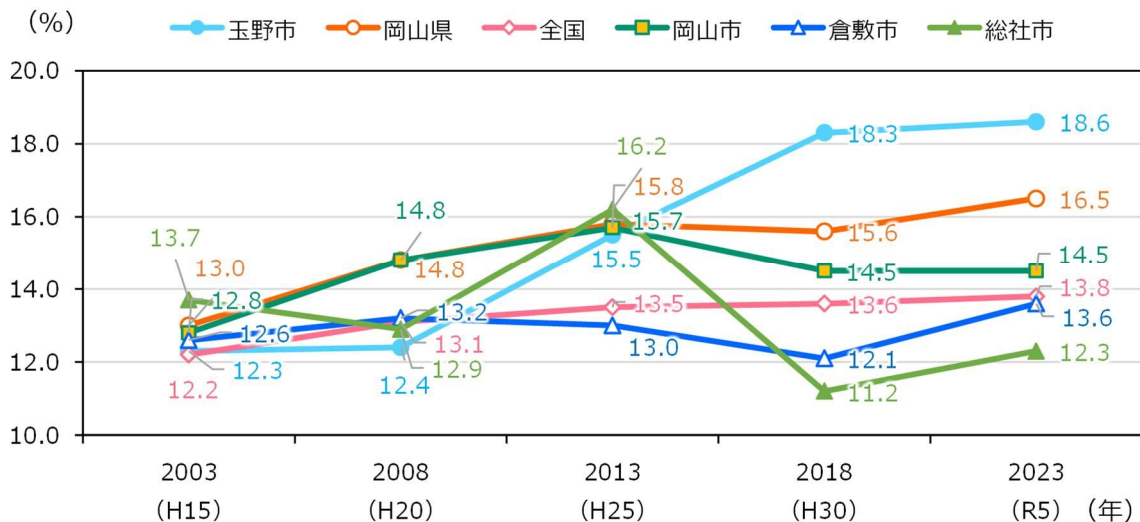


図 18-1 空き家率

出典：「令和5年住宅・土地統計調査（住宅及び世帯に関する基本集計）結果の概要（岡山県分 令和6年9月25日公表）」

(19) 景観

県内にある多くの優れた景観を有する地域の中でも、特に県民に親しまれ県民の誇りとなる地域や、新たに優れた景観づくりを行うべき地域を「景観モデル地区」として県が指定しており、「渋川・王子が岳地区」がモデル地区として指定されています。

景観モデル地区内では、景観に影響を与えるおそれのある建築行為などについて届出を受け、指導、助言、要請を通じ、優れた景観づくりを進めています。(図 19-1 参照)



図 19-1 渋川・王子が岳景観モデル地区の指定区域図

出典：「岡山県ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-82638.html>)」

(20) 各種公害等相談状況

① 公害などに関する相談状況

本市の公害などに関する相談状況は表 20-1 及び図 20-1 に示すとおりです。

2024（令和6）年度は 26 件の相談があり、「大気汚染」に関する相談が 17 件と最も多く、次いで「騒音」に関する相談が 5 件と多くなっています。

表 20-1 公害などに関する年度別相談状況

種類	年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
		(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)
大気汚染	ばい煙に関するもの	5	4	9	18	18	13	10	5	11	15	33	16	17
	粉じんに関するもの	1		1		2			1					
	その他													
	小計	6	4	10	18	20	13	10	6	11	15	33	16	17
水質汚濁	工場排水に関するもの								2			1		
	畜産等に関するもの													
	その他	2	2	3	3	7	3	3	2	1	2		2	
	小計	2	2	3	3	7	3	3	4	1	2	1	2	
騒音	工場騒音に関するもの	3	4	1			1	2	2	3	1	1	3	
	建設騒音に関するもの	1		1	3	2	2	1		1		3		4
	交通騒音に関するもの												3	
	その他		1	3	2		2	1	1	1		3	1	1
	小計	4	5	5	5	2	5	4	3	5	1	7	7	5
振動	工場等に関するもの													
	その他		1				1							
	小計		1				1							
悪臭	工場等に関するもの	2		2	2						1		1	2
	畜産等に関するもの													
	その他	1	3	2	2	1	2		2	2		1	2	2
	小計	3	3	4	4	1	2		2	2	1	1	3	4
その他		1	2	5	1	2		2				3		
合計		16	17	27	31	32	24	19	15	19	19	45	28	26

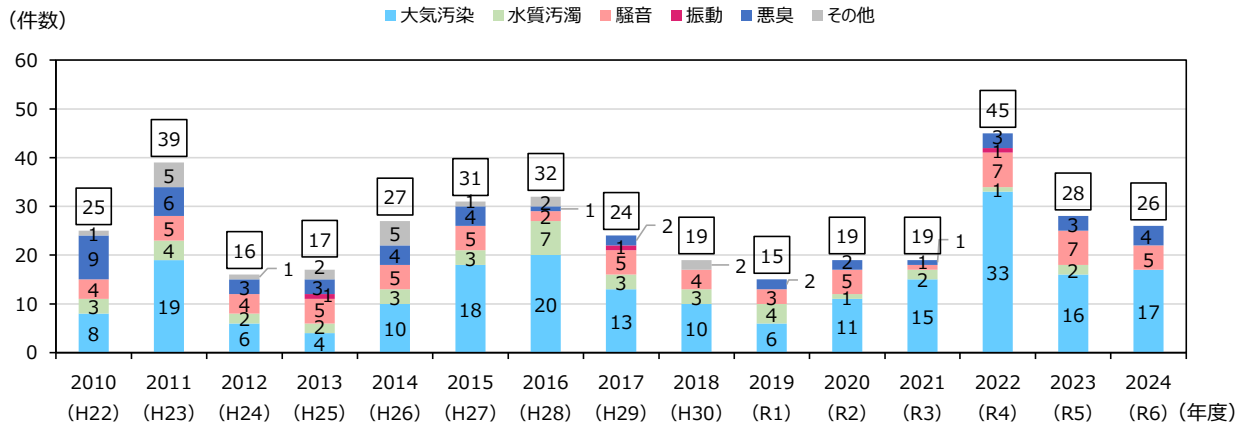


図 20-1 公害などに関する年度別相談状況

② 生活環境に関する相談状況

本市の生活環境に関する相談状況は表 20-2 及び図 20-2 に示すとおりです。

2024（令和6）年度は43件の相談があり、「動物（犬・猫）に関するもの」の相談が22件と最も多く、次いで「不法投棄」に関する相談が17件と多くなっています。

表 20-2 生活環境に関する年度別相談状況

種類	年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
犬に関連する相談 (ペットの管理や野良犬の多さ、えさやりの防止の要望など)		12	14	12	5	7	6	3	1	4	5
猫に関連する相談 (ペットの管理や野良猫の多さ、えさやりの防止の要望など)		5	22	10	10	14	15	2	16	14	17
不法投棄に関連する相談		27	15	10	8	2	7	10	2	3	17
ごみの管理に関連する相談 (ごみステーションに関するものを除く)		7	4	5	1	6	3	1	1	2	3
浄化槽の管理に関連する相談		0	0	0	0	0	0	0	2	1	1
合計		51	55	37	24	29	31	16	22	24	43

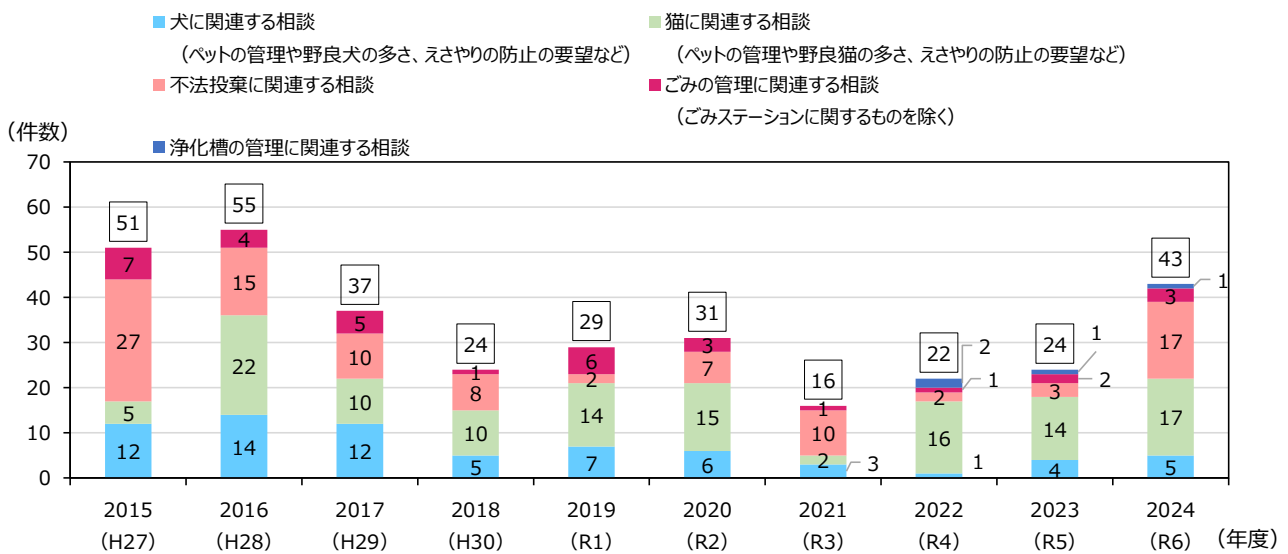


図 20-2 生活環境に関する年度別相談状況

3.計画の策定経過

2025（令和7）年度	
2025年8月7日（木）	令和7年度 第1回玉野市環境審議会
11月20日（木）	令和7年度 第2回玉野市環境審議会
2026年1月5日（月）～ 1月26日（月）	本計画に対するパブリックコメント
2月4日（水）	令和7年度 第3回玉野市環境審議会

4.諮問・答申

(1) 諮問

玉環 第177号
令和7年8月7日

玉野市環境審議会会長 様

玉野市長 柴田 義朗

玉野市環境基本計画の策定について（諮問）

玉野市環境基本計画の策定にあたり、玉野市環境基本条例（平成14年玉野市条例第12号）第8条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

令和8年2月4日

玉野市長 柴田 義朗 様

玉野市環境審議会
会 長 野沢 徹

玉野市環境基本計画（第3次）の策定について（答申）

令和7年8月7日付け、玉環第177号で諮問のあった標記事項について、下記のとおり答申する。

記

良好な環境の保全、快適な環境の維持及び創造のより一層の推進に向けて、効果的かつ効率的な施策を展開できるよう、別添の「玉野市環境基本計画（第3次）」のとおり施策全般を見直したので、本計画に基づき着実に環境の保全及び創造を推進すること。

また、玉野市環境基本条例の理念を踏まえた目指す環境像「美しい自然と快適な都市機能を未来につなぐまち」の実現のために、広く計画の周知に努め、市民・事業者・市が一体となり進めること。

5.パブリックコメント

(1) 周知の方法

広報たまの、市ホームページ

(2) 実施期間

2026（令和8）年1月5日（月） ～ 1月26日（月）

(3) 閲覧場所

市ホームページ、市役所2階情報公開室、行政情報コーナー（各市民センター、すこやかセンター、ミネルバ、図書館）、環境保全課窓口

(4) 意見提出件数

0人（0件）

6.用語集

英数字	
2050年カーボンニュートラル宣言 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言	政府や地方公共団体などが「2050（令和32）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ（二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること）にする」と表明する宣言のこと。近年では、2025（令和7）年12月26日時点で、1,196自治体（46都道府県、664市、22特別区、401町、63村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明している。
3010（サンマルイチマル）運動	宴会時の食品ロスを減らすための取組のこと。乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼びかけることから名付けられた。
30by30（サーティバイサーティ）目標	2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。2023（令和5）年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」において、2030（令和12）年までのネイチャーポジティブ（自然再興）実現に向けた目標の一つとして30by30目標を位置付けている。
4R（フォーアール又はヨンアール）	「Refuse（リフューズ）」「Reduce（リデュース）」「Reuse（リユース）」「Recycle（リサイクル）」の頭文字をとった、ごみの減量につながる取組のこと。
BOD（ビー・オー・ディー）	「生物化学的酸素要求量」とも言い、川などの水の汚れの度合いを示す代表的な指標のこと。水中の有機物が、水中に発生する細菌や微生物により酸化分解される際に生物化学的に消費される酸素量を数値で示したものであり、数値が高いほど水中の有機物による汚染度が高いことを示す。
COD（シー・オー・ディー）	「化学的酸素要求量」とも言い、海や湖などの水の汚れの度合いを示す代表的な指標のこと。水中の有機物など、汚染源となる物質を「酸化剤」で酸化するときに消費される酸素量を化学的な方法で測定したものであり、数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示す。
HEMS（ヘムス）	ホームエネルギーマネジメントシステム（Home Energy Management System）の略称であり、家庭における省エネを支援するために、家庭でのエネルギー使用状況を専用のモニターやパソコン、スマートフォンなどに表示させるシステムのこと。
Recycle（リサイクル） ：再生利用	ごみなどの廃棄物や不用品を資源として再利用する取組のこと。
Reduce（リデュース） ：発生抑制	ものをつくる時に使う資源の量や廃棄物の発生を減らすことで、廃棄するもの自体を減らす取組のこと。
Refuse（リフューズ） ：発生回避	不要なものやごみになるものを受け取らない・使用しないことで、廃棄となるもの自体を発生させない取組のこと。
Reuse（リユース） ：再使用	使用した製品やその部品などを廃棄せずに繰り返し使うことで、廃棄するものを減らす取組のこと。
V2H（ブイツーエイチ）充電設備	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車への充電及びこれらの自動車から施設へ給電ができる装置のこと。給電機能は、災害による停電時のレジリエンス（災害対応力）の向上にもつながる。
ZEB	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称であり、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

あ行	
空き家率	「総住宅数」のうち、「空き家」がどれくらいの割合かを示した数値のこと。
一酸化炭素 (CO)	燃料の不完全燃焼により生成される物質のこと。無色・無臭でその存在を感知しにくく、強い毒性を有する気体のため、気づかないうちに頭痛・吐き気・耳鳴りなどの中毒症状を起し、重症になると死に至る場合もある。
一般環境大気測定局	住宅地などの一般的な生活空間における大気の汚染状況を把握するため設置された測定局のこと。二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素などの測定を実施している。
一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物以外の廃棄物（事務所・商店などから排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ごみなど）のこと。
ウェルビーイング	well（よい）と being（状態）からなる言葉であり、人々が身体的・精神的・社会的に満たされた状態のこと。環境保全の基本的な計画である「第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）」において、「環境の保全を通じて、現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上の向上」を最上位の目的としている。
エコキュート	熱をくみ上げるシステム（ヒートポンプ）によって自然の空気中にある“熱”をかき集め、その熱を利用してお湯を沸かす給湯器のこと。
エコドライブ	燃料消費量と温室効果ガス排出量を減らすための”運転技術”や”心がけ”のこと。実施することで、地球温暖化防止につながる。
エネファーム	都市ガス・LPガスなどから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて発電し、かつ発電時に発生する熱でお湯を沸かす家庭用燃料電池のこと。家庭での省エネや温室効果ガスの排出抑制につながる。
大阪ブルー・オーシャン・ビジョン	2019（令和元）年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、日本が提唱し、各国が共有した国際的な目標・ビジョンのこと。“2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す”ことを提案している。
温室効果ガス	大気中に含まれる気体のうち、地球表面から放出された熱を吸収し、熱を逃がしにくくする「温室効果」の性質を持つ気体の総称。主な温室効果ガスには、二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。

か行	
海岸漂着物処理推進法	海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的に2009（平成21）年7月に施行された法律のこと。2018（平成30）年6月の改正では、喫緊の課題となっていたマイクロプラスチックの使用を抑制すること及び廃プラスチック類の排出抑制等に努めることが明記された。正式名称は「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」。
海洋プラスチックごみ	ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出し、海岸や海底にたまったり、水中を浮遊したりするプラスチックごみのこと。このうち、5mm未満の微細なプラスチックは「マイクロプラスチック」という。
海洋プラスチックごみ対策アクションプラン	海洋プラスチックごみの発生・流出を抑え、回収・適正処理を徹底するための包括的な行動計画のこと。政府が2019（令和元）年5月31日に「海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議」において策定した。
外来生物	もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。外来生物法では、“海外から日本に持ち込まれた生物（国外由来の外来種）”を外来生物として定義している。

か行	
化石燃料	太古の植物や動物の死骸が経年変化してできた燃料のこと。石炭、石油、天然ガスといった燃料を指す。これらを燃焼させると二酸化炭素が発生するため、地球温暖化の主要な原因となっている。
合併処理浄化槽	トイレからでる「し尿」と、台所・風呂場・洗面所からでる「生活雑排水」を併せて処理する浄化槽のこと。し尿処理だけに対応した「単独処理浄化槽」では、台所、お風呂、洗濯などの排水をそのまま河川に流してしまい、自然に大きな負担をかけるが、「し尿」と「生活雑排水」を併せて処理することができるため、「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」の転換が求められている。
環境家計簿	家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計し、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿のこと。二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としている。
環境基準	環境基本法に規定されている、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つかを定めた基準のこと。
環境基本法	1993（平成5）年に制定された、環境保全についての基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにすること、環境の保全に関する施策の基本となる事項などを定めた法律のこと。
環境基本計画	環境基本法に基づき、政府の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、基本方針、重点分野、数値目標、進捗管理の方法を定め、関係府省庁・地方公共団体・事業者・国民の取組を示した、環境保全に関する基本的な計画のこと。2024（令和6）年5月21日に「第六次環境基本計画」が閣議決定された。
環境教育	持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。
環境負荷	事業活動や製品の使用といった人間の活動が環境にもたらす影響のこと。
環境保全協定	玉野市環境基本条例に規定している、環境保全上の支障を防止するために必要がある場合に、環境保全に関して事業者等と協議し締結する協定のこと。
緩和策	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減又は吸収源を確保し、大気中の温室効果ガス濃度を安定させ、気候変動の進行を抑制する対策のこと。
気候変動	気温及び気象パターンの長期的な変化のこと。主な変化としては気温が上昇しており、人間活動による温室効果ガスの排出が1850年から1900年以降、約1.1℃の温暖化を引き起こしており、今後、地球の平均気温は1.5℃に達するか、それを超えると予測している。気温の上昇に伴い、氷河の融解による海面上昇や干ばつ・熱波の増加が挙げられる。
気候変動適応法	2018（平成30）年に制定された、気候変動に対し、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進する法律のこと。日本における適応策を法的に位置付けている。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）によって1988（昭和63）年に設立された政府間組織のこと。人間活動が起因とする気候変動とその影響、適応及び緩和策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として設立された。
気候変動対策	気候変動による気温の上昇に伴い、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、干ばつ・熱波の増加、海面水位の上昇などが起こり、地球規模で自然生態系や人間社会への深刻な影響が危惧されていることから、気候変動の影響を抑制しつつ、すでに生じている影響に適応するための取組のこと。主に「緩和策」と「適応策」の2つの対策がある。

か行	
希少野生動植物	国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物のうち、人間活動の影響により存続に支障をきたす事情が生じていると判断される種(又は亜種・変種)のこと。
クーリングシェルター (指定暑熱避難施設)	熱中症による人の健康に係る重大な被害の発生を防止するため、気候変動適応法に基づき市町村長が指定する、冷房設備を有するなどの要件を満たした施設のこと。熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)発表期間中には、危険な暑さから避難できる場所として、クーリングシェルターを利用できるように開放する。
昆明・モンリオール 生物多様性枠組	2030(令和12)年までの生物多様性保全に関する国際目標のこと。2022(令和4)年12月にカナダ・モンリオールで開催された生物多様性条約の最高意思決定機関である「国連生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」で採択された。
景観モデル地区	岡山県における景観計画区域のうち、“県民に親しまれ、県民の誇りとなる景観を有する地域・新たに優れた景観を創造すべき地域”のこと。景観法に基づいて策定した、良好な景観づくりを推進するための指針となる「晴れの国おかやま景観計画」の中で指定した地域であり、「吉備高原都市景観モデル地区(吉備中央町)」と「渋川・王子が岳景観モデル地区(玉野市)」の2地区が指定されている。
下水道管渠	家庭や工場などから出た汚水や雨水を、下水処理場(終末処理場)へ運ぶための地下に埋設された水路(円筒形の管)の総称。
光化学オキシダント (Ox)	大気中の炭化水素や窒素酸化物が、太陽などの紫外線により光化学反応して生成された酸化性物質の総称。大部分がオゾンであり、光化学スモッグの原因となる。濃度が高くなると、粘膜への刺激、呼吸への悪影響など、人の健康に影響する他、農作物など植物に対しても悪影響を与える。
公共下水道	市街地における下水を排除又は処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。終末処理場を有する又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものを指す。
公共用水域	水質汚濁防止法において定義されている、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路、その他公共の用に供される水路のこと。河川、湖沼、海域などが公共用水域であるが、下水道、工場・事業場内の排水路(公共用水域に接続していないもの)、個人宅や会社の庭にある池などは含まれない。
国営児島湾沿岸農業 水利(締め切り堤防)事業	児島湾周辺の干拓によって発生した慢性的な水不足や深刻な塩害、高潮による甚大な浸水被害の問題を解決するため、1950(昭和25)年~1962(昭和37)年に実施された、児島湾の締め切り堤防工事事業のこと。この事業によって、「児島湖」が誕生した。
国連サミット	各国の首脳が一堂に会し、地球規模の課題について議論し、国際的な合意や行動計画をまとめる、国連が主催する最高レベルの国際会議の総称のこと。
国連気候変動枠組条約 締約国会議(COP)	1992(平成4)年に採択された気候変動問題に関する条約「国連気候変動枠組条約(UNFCCC)」により、気候変動問題を解決すべく、197か国・地域が締結・参加している締約国会議のこと。1995(平成7)年より、毎年開催されている。2020(令和2)年までの枠組みを定めた「京都議定書」や2020(令和2)年以降の枠組みを定めた「パリ協定」は、国連気候変動枠組条約の目的を達成するための具体的な枠組みとして定めたもの。
児島湖	岡山県南部にある児島湾の西側を堤防で締め切って造られた人工の淡水湖のこと。児島湾を締め切り淡水化する事業として、「国営児島湾沿岸農業水利事業」が(1950(昭和25)年~1962(昭和37)年)に実施され、締め切り堤防工事は1951(昭和26)年に着工、1959(昭和34)年2月に完工し、児島湖が誕生した。

か行	
コンパクト・コンテナ方式	集めたごみを「コンパクト」という圧縮機で大きなコンテナに圧縮して積み込む、ごみ中継施設で主流となっている方式のこと。
コンポスト	生ごみのような有機物を微生物の力を利用して堆肥へと変えること（あるいはその容器）のこと。

さ行	
サーキュラーエコノミー（循環経済）	資源を可能な限り循環させて使い続けることで、環境負荷を最小限に抑えつつ、持続可能な形で資源を利用する経済活動のこと。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする一方通行型の「線形経済」では、資源や環境に大きな負荷がかかり、将来的に資源の枯渇などのリスクがあることから、持続可能な形で資源を利用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を目指すことが世界の潮流となっている。
再生可能エネルギー	石油・石炭などの化石燃料のように枯渇する可能性がなく、太陽光、風力、水力、太陽熱、地熱といった自然の活動などによって絶えず再生・供給されているエネルギーの総称。
シータク	玉野市が運行する乗り合いタクシーのこと。
シーバス	玉野市が運行するコミュニティバスのこと。
事業系一般廃棄物ガイドブック	事業所から排出される一般廃棄物の適正処理・分別の手引きを示したもののこと。地方公共団体ごとに作成・公表している。
事業系ごみ	一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じる廃棄物のこと。事務所・オフィスビルなどからの紙くず、飲食店からの調理くずなどが該当する。
指針値	有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される値のこと。
次世代自動車	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）といった大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない環境にやさしい自動車のこと。ハイブリッド自動車、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車などが該当する。
持続可能な開発目標（＝SDGs： Sustainable Development Goals）	2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
自動車排出ガス測定局	大気汚染の状況を常時監視するために設置する測定局のうち、道路を走行する自動車から排出される大気汚染物質（自動車排出ガス）を測定するために道路周辺に配置された測定局のこと。二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素などの測定を実施している。
し尿処理施設	水洗化されていない便所からくみ取り収集された「し尿」や「浄化槽汚泥」などを衛生的に処理する施設のこと。し尿処理施設で集中処理をした後、河川・海域の公共用水域に放流される他、下水道へ放流される場合もある。水質汚濁防止法に基づき、BOD、COD、窒素、リン、その他の規制基準が適用されている。

さ行	
臭気指数規制	悪臭防止法に基づき、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を判定し数値化した「臭気指数」をもとに、「においの総体」を規制する方法のこと。特定悪臭物質以外の悪臭物質や複合臭等についても規制が可能である。
終末処理場	家庭や工場から出た汚水を、浄化してきれいな水にしてから河川や海に放流する施設のこと。下水道法では「終末処理場」という用語を用いているが、一般的には「下水処理場」ともいわれている。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄物などの発生抑制、資源の循環的な利用及び適正に処分することによる天然資源の消費を抑制した、環境負荷が低減される社会のこと。
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画のこと。おおむね5年ごとに見直しを行うものとされており、2024（令和6）年8月2日に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。
省エネ行動	エネルギーを効率的に使って無駄を減らす行動のこと。
食品ロス	まだ食べられるのに生産、製造、販売、消費などの各段階で廃棄されてしまう食品のこと。
食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）	食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることなどにより、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として制定された法律のこと。国内ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄されていること、持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及されていることから多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するために制定された。
新潟山県ごみ処理広域化計画	市町村が行うごみ処理をダイオキシン類の削減、マテリアル・サーマルリサイクルの促進などを目的としていくつかのブロックに分け広域的な施設整備を図るために岡山県が2007（平成19）年3月に策定した計画のこと。効率的なごみ処理体制の構築と環境負荷の低減を目指した計画となっている。
振動規制地域	振動規制法に規定する、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められた地域のこと。
振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として制定された法律のこと。
振動特定建設作業	建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令で定める作業のこと。
振動特定施設	工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であり政令で定める施設のこと。
水源涵養	大雨が降った時の急激な増水を抑え（洪水緩和）、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにする（水資源貯留）など、水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能のこと。
生活系ごみ	一般廃棄物のうち、家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物のこと。調理くずなどの生ごみ、瓶、缶、ペットボトル、トレイなどの容器、新聞・雑誌などが該当する。
生活雑排水処理率	「地域の総人口」のうち、「生活雑排水が合併処理浄化槽等の生活排水処理施設によって処理されている人口」がどれくらいの割合かを示した数値のこと。
生態系サービス	暮らしを支える食料や水の供給、気候の安定など、多様な生き物が関わり合う生態系から得られる恵みのこと。

さ行	
生物多様性	種のレベル、個体レベル及び遺伝子のレベルで広がりのあるさまざまな生物が共存している状態をいう。地球温暖化により生物多様性の破壊が進むと危惧されている。
生物多様性国家戦略 2023-2030	「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に対応した、2030（令和12）年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性、自然資本を守り活用するための戦略のことであり、2023（令和5）年3月31日に閣議決定された。
生物多様性条約 締約国会議	1992（平成4）年に採択された生物多様性の保存を世界全体で取り組むための国際条約である「生物多様性条約」を締結した各国の政府代表、専門家、NGOが参加し、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する国際的な取組を議論する会議のこと。
瀬戸内海国立公園	1934（昭和9）年に雲仙、霧島とともに日本で最初に指定された国立公園であり、備讃瀬戸を中心に紀淡・鳴門・関門・豊予の4つの海峡に囲まれた地域のうち、広い海域とそこに点在する島々、それを望む陸地の展望地が公園区域として指定されている。その範囲は1府10県にまたがり、海域を含めると90万haを超え、国内で最も広い国立公園である。
騒音規制地域	騒音規制法に規定する、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域のこと。
騒音規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として制定された法律のこと。
騒音特定建設作業	建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であり政令で定められた作業のこと。
騒音特定施設	工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であり政令で定められた施設のこと。
組成調査	ごみを種類ごとに分け、構成する種類とその割合を調べる調査のこと。

た行	
ダイオキシン類	ものが燃える過程で非意図的に生じる物質で、自動車の排出ガス、たばこの煙などにも含まれるほか、森林火災や火山活動など自然界でも生成されるため、環境中に広く存在している。動物実験によって発がん性や催奇形性、さらには環境ホルモンとしての作用である生殖毒性や免疫毒性など、様々な毒性があるといわれている。
代替エネルギー	石油や石炭などの化石燃料に代わる、二酸化炭素排出量が少ない、又はゼロのエネルギー源の総称。太陽光、風力、地熱、バイオマス、バイオディーゼル燃料（BDF）を指す。
太陽光発電	太陽の光エネルギーを電気に変換する発電方法のこと。日射があるかぎり発電ができ、発電に伴う温室効果ガスは発生しない。
太陽熱利用	太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムのこと。ガスや電気の節約になるとともに、温室効果ガスが発生しない。
脱炭素社会	温室効果ガス排出量が実質ゼロの社会のこと。
玉野市総合計画	玉野市のまちづくりの基本方針や将来像、分野別の施策の方向性を示す、市政運営の総合的な計画であり、最上位の計画のこと。

た行	
玉野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	廃棄物の処理とリサイクルを促進するため、市民や事業者が廃棄物（ごみ）の発生を抑制し、分別を徹底したうえで適正に処理することを定めた本市の条例のことであり、2013（平成25）年4月1日施行された。資源循環型の社会の形成及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として制定された。
炭化水素	炭素原子（C）と水素原子（H）、あるいはこれらと他の原子から成り立っている化合物の総称。塗料やプラスチック製品などの原料として使用されている。炭化水素類の中でも、メタン（CH ₄ ）を除いた非メタン系炭化水素は、光化学オキシダントの原因となる可能性がある。
単独処理浄化槽	生活排水の処理において、し尿処理だけに対応している浄化槽のこと。この浄化槽を設置している家庭では、生活雑排水（台所、お風呂、洗濯などの排水）は未処理のまま、河川に放流される。くみ取り便所が不衛生で悪臭の原因になることから、日本独自の排水処理装置として1970年代より急速に普及した。生活の質の向上のため水洗便所の導入が図られ、ピーク時には約900万基が設置された。この結果、し尿以外の台所排水や洗濯排水などの雑排水が河川などにたれ流しの状態を引き起こし、水質汚濁の原因となった。現在、「単独処理浄化槽」の新規設置は原則認められていない。
地域循環共生圏	地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方のこと。
地球温暖化	人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。
蓄電池・蓄電システム	充電を行うことで電気を蓄え、1回限りではなく、繰り返し使用することができる電池のこと。
地産地消	国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に、他の地域で生産された当該農林水産物を消費すること。食料自給率の向上、地域内で消費されることで経済が循環し地域が活性化、農産物を輸送する距離が短くなることによる温室効果ガス排出量の削減につながる。
窒素酸化物	高温でものが燃えるときに発生する窒素の酸化物の総称で、大気中ではNO、NO ₂ 、N ₂ O、N ₂ O ₃ などが存在する。大気環境分野で、NO _x （ノックス）という場合、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO ₂ ）をまとめて指す場合が多い。燃料に含まれる窒素化合物や空気中の窒素が高温燃焼時に酸化されることにより発生する。発生当初は一酸化窒素で存在する機会が多いが、大気中の酸素によって徐々に二酸化窒素に酸化され、環境大気中ではほとんどが二酸化窒素の状態であるとされている。また一酸化二窒素（N ₂ O）は温室効果ガスの一種である。
適応策	既に進行している気温・海面の上昇といった気候変動の影響に対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減させる、気候変動対策のこと。「緩和策」が再生可能エネルギーの活用や吸収源を確保するための森林整備といった、原因物質である温室効果ガスの排出抑制と吸収し気候変動を“緩和”させる根本的な解決に向けた対策であることに対し、「適応策」は熱中症対策や農作物の品質・収量低下を防ぐために高温耐性品種への変更や日やけ防止対策といった、気候変動へ“適応”する対策である。

た行	
デコ活	二酸化炭素を減らす脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を組み合わせた“デコ”な活動、生活を意味する言葉であり、2050年カーボンニュートラルと2030（令和12）年度の国の削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容やライフスタイルの転換を強力に後押しすることを目的とした国民運動のこと。
電気自動車 （EV: Electric Vehicle）	電気モーターを動力源として走行する自動車のこと。バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る。走行中に排気ガスを排出しないため、温室効果ガスの排出を抑制する。
特定悪臭物質濃度規制	特定の悪臭物質の濃度により規制する方法のこと。悪臭防止法に基づき、規制地域内に立地する工場・事業場では、事業活動に伴い発生する「特定悪臭物質」（22物質）について、その物質ごとに規制基準が設けられている。規制の種類としては、敷地境界上（22物質）、気体排出口（13物質）及び排出水（4物質）の3種類についてそれぞれ規制基準が定められており、事業者は、それぞれの規制基準を遵守しなければならない。

な行	
二酸化硫黄（SO ₂ ）	工場や火力発電所などで、石炭、石油や重油などを燃焼する際、その原料中に存在する硫黄分が燃えて発生する物質のこと。酸性雨の原因物質の一つである。汚染がひどい地域で生活していると慢性気管支炎や喘息性気管支炎を起こすといわれている。また、浮遊粒子状物質と共存することで、人体への影響を強め、咳、喘息、気管支炎などの原因となる。
二酸化炭素（CO ₂ ）	炭酸ガスともいい、色もおいもない気体である。成分には炭素（C）が含まれており、燃焼によって、炭素と空気中の酸素（O）が結合することで発生する。二酸化炭素は「温室効果ガス」のひとつであり、化石燃料（石炭、石油、天然ガスなど）の大量消費によって大気中の二酸化炭素の濃度が増加している。植物は光合成によって二酸化炭素を吸収する力を持っている。
二酸化窒素（NO ₂ ）	物質が高温で燃えるときに発生する一酸化窒素が、大気中で酸化されて生成される気体。高濃度では、呼吸器に好ましくない影響を与える。
ネイチャーポジティブ （自然再興）	生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。2030（令和12）年までに「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を実現することが、2050（令和32）年ビジョンの達成に向けた短期目標としている。
熱中症警戒アラート	熱中症の危険性に対する「気づき」を促すことを目的として気象庁と環境省が共同で発表する情報のこと。翌日・当日の日最高暑さ指数（人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、WBGTともいう）が33（予測値）に達する場合に発表される。
熱中症特別警戒アラート	広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表される情報のこと。都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数が35（予測値）に達する場合に発表される。
ネット・ゼロ	正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉のこと。再生可能エネルギーの導入や省エネにより、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動などの取組で吸収・固定することによって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態を指す。国内では、「カーボンニュートラル」がよく知られているが、日本の地球温暖化対策においては、化石燃料の燃焼などから生じる二酸化炭素だけでなく、農地や埋立廃棄物から生じるメタン及びエアコンの冷媒などとして使われているフロン類などの温室効果ガスも削減対象としていることから「ネット・ゼロ」という言葉も用いられている。

な行	
野焼き	屋外で焼却する行為のこと。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において原則禁止とされている。ただし、どんど焼きなどの風俗習慣上又は宗教上の行事、火災予防訓練といった災害の予防・応急対策などは禁止の例外となっている。

は行	
ばい煙	物の燃焼などに伴い発生する硫酸化物、ばいじん（いわゆる煤（すす））、有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）のこと。大気汚染防止法や地方公共団体の条例などで、“工場や事業場に設置され、大気の汚染の原因となるばい煙（硫酸化物、ばいじん、窒素酸化物等）を排出する一定規模以上の施設”として「ばい煙発生施設」として定められている。
バイオディーゼル燃料（BDF）	植物性油や動物性油などの再生可能な資源から作られるディーゼルエンジン用の燃料のこと。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた、1970（昭和45）年に制定された法律のこと。「廃棄物処理法」や「廃掃法」とも略称される。
排出事業者処理責任の原則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律における基本原則であり、産業廃棄物の排出事業者は、事業活動から出る産業廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない、という原則のこと。
パリ協定	2015（平成27）年11月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際的な枠組みのこと。「京都議定書」の後継となるもので、「京都議定書」が一部の先進国に温室効果ガス排出削減が限られていたのに対し、全ての国が温室効果ガス排出削減等の取組に参加する枠組みとなった。
微小粒子状物質（PM2.5）	大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径2.5μm（マイクロメートル、1μmは1mmの千分の1）以下の粒子のこと。PM2.5は、非常に小さいために呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されている。
ヒ素及びその化合物	自然界に広く存在している物質である化学元素の「ヒ素」と、その他の元素が結びついた化学物質の総称。環境や健康に影響を与える重要な物質として規制されており、環境保全や公衆衛生の観点から重要な管理対象物質とされている。
不法投棄	廃棄物を適正に処理せず、みだりに山林や道路、空き地などに捨てる犯罪行為のこと。自然環境や生活環境へ悪影響を及ぼし、そのまま放置しておくとならば不法投棄常習場所になる可能性があり、投棄物が増えたり、火を点けられたりと、新たな犯罪を誘発する要因にもなり得る。
不法投棄防止パトロール	道路や山林、河川敷などの私有地や公共の場所に不法投棄されたごみをなくすために、地域住民、警察、行政などが連携して行う巡回活動のこと。
浮遊粒子状物質（SPM）	大気中の粒子状物質のうち、粒径が10マイクロメートル（=0.01mm）以下の物質のこと。工場などの事業活動や自動車の走行に伴う人為的な発生のほか、風による砂や埃の巻き上げなど、自然現象によっても発生する。人体への一般的な影響としては、吸い込むと、気道や肺胞に沈着して、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがある。

は行	
プラグインハイブリッド自動車 (PHEV: Plug-in Hybrid Electric Vehicle)	外部電源から充電できる大容量バッテリーと、ガソリンエンジンの両方を搭載したハイブリッド自動車のこと。搭載したバッテリー（蓄電池）に外部から給電でき、バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させる又はガソリンでエンジンを動かして走ることができる。
プラスチック・スマート	世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・地方公共団体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体が連携協働して取組を進めることを後押しするため、2018（平成30）年10月に環境省が立ち上げたキャンペーンのこと。2019（令和元）年7月29日時点で585団体から810件の取組が登録している。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環促進法)	プラスチックを使用した製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関係するステークホルダーにプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を講じる法律のこと。資源循環の高度化に向けた環境整備を進めることを目指している。
プラネタリー・バウンダリー	地球の環境容量を代表する9つのプラネタリーシステム（気候変動、海洋酸性化、成層圏オゾンの破壊、窒素とリンの循環、グローバルな淡水利用、土地利用変化、生物多様性の損失、大気エアロゾルの負荷、化学物質による汚染）を対象に、そのバウンダリー（臨界点）の具体的な評価のこと。
粉じん	物の破砕やたい積などにより発生又は飛散する物質のこと。ダストともいう。大気汚染防止法では、「特定粉じん」と「一般粉じん」に区分される。特定粉じんとしては、石綿（アスベスト）が指定されている。特定粉じんに対しては、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度の許容限度が定められ、規制されている。一般粉じんは、特定粉じんを除く粉じんであり、構造・使用・管理基準が定められている。
ふんわりアクセル	おだやかにアクセルを踏み込む運転技術のこと。急発進や急な加速はエンジンに高い負荷がかかり、燃焼温度も上がるため、窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素の排出量が増加する。ふんわりアクセルを実施することで、エンジンの負荷を軽減して窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素の排出量を低減する。
閉鎖性水域	湖沼・内湾、内海など水の出入りが少ない水域のこと。一般的に水質汚濁が進行しやすい。
ペーパーレス化	環境保護の観点から紙の使用量を減らすことを目的とし、紙で存在する文書や書類、資料を電子化することや既にデータ化されたものを紙に印刷せずに活用・管理する取組のこと。
ポンプ場	下水道管は通常、高低差を利用して汚水が自然に流れるように設置されているが、深くなりすぎると下水道管の設置や維持管理が困難である。このため、下水道管の途中に設置し、汚水を低いところから高いところへ運び、次のポンプ場又は終末処理場に送る設備のこと。

ま行	
マイバッグ	買い物をした時にレジ袋の代わりに持参する自分専用の袋やカゴのこと。環境保護を目的とし、レジ袋の使用削減やごみ減量につながる。
藻場	沿岸の浅い海に海藻や海草が群生している場所のこと。 ブルーカーボン（沿岸・海洋生態系が光合成により二酸化炭素を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと）の主要な吸収源のひとつである。

や行	
有害大気汚染物質	低濃度でも、長期ばく露によって人の健康を損なうおそれのある物質のこと。
有害鳥獣	農林水産業や生活環境に被害を与える野生鳥獣のこと。
有形文化財	建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの形のあるもので、歴史上、芸術上、学術上価値の高いものをいう。
要請限度	自動車騒音・道路交通振動の測定により、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動を防止するための舗装、維持又は修繕などの措置をとるよう要請したりする際の限度のこと。

ら行	
リサイクル商品	ごみを資源に戻して作りかえた製品のこと。再生紙を使ったノートやトイレットペーパー、プラスチックをリサイクルした家具や文房具などを指す。
リサイクルプラザ	本市でごみの減量及び再資源化を啓発・促進するための本市に所在している施設のこと。1階は、可燃ごみとして焼却処分していたその他プラスチック製容器包装と古紙類を資源として排出するための選別・圧縮・一時保管施設などを整備している「リサイクル部門」、2階は、市民へ廃棄物・環境問題について研修・情報提供などを行うための研修室、情報コーナー、工房室を配置している「プラザ部門」となっており、さらに屋根部分には、クリーンエネルギーの利用として16kWの太陽光発電設備を設置している。
リサイクル率	「ごみの総排出量」のうち、「リサイクル（再資源化）されたごみの量」がどれくらいの割合かを示した数値のこと。
リターナブル容器	使い終わったガラス瓶を回収・洗浄後、中身を詰めて再び商品として販売される、繰り返し使用されるガラス瓶のこと。ビールびん、一升びん、清涼飲料用びんなどで実施されている。
レッドデータブック (Red Data Book)	日本に生息又は生育する野生生物を対象に、「レッドリスト（生物学的観点から種の絶滅の危険度を客観的に評価してまとめたリスト）」をもとに、種の生息状況などを取りまとめ、編纂したデータブックのこと。
連携中枢都市圏	連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約（地方自治法）を締結することにより、形成される圏域のこと。相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。本市は、岡山市を中心とする、本市を含む8市5町による「岡山連携中枢都市圏」を形成している。

玉野市環境基本計画（第3次）

令和8年3月

発行：玉野市

編集：市民生活部環境保全課

〒706-8510 岡山県玉野市宇野 1-27-1

TEL：0863-32-5520 FAX：0863-32-5513

URL：<https://www.city.tamano.lg.jp>
